

〔平成22年 3月29日決定〕
〔平成23年 1月19日改定〕

法務省事後評価の実施に関する計画

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第7条の規定及び法務省政策評価に関する基本計画（以下「基本計画」という。）に基づき、法務省事後評価の実施に関する計画（以下「本実施計画」という。）を以下のとおり定める。

1 計画期間

本実施計画の計画期間は、平成22年度の1年間とする。

2 政策体系

基本計画に基づく政策体系を、別紙1のとおりとする。

3 事後評価の対象とする政策

法務省の当面の重要施策及び成果重視事業（注）を含む施策を中心として、1年ないし3年程度の周期で事後評価の対象とする。

本実施計画における事後評価の対象施策を別紙2のとおりとし、当該各施策に係る評価等の実施内容を別紙3のとおりとする。

4 実施計画の見直し

本実施計画は、政策評価の実施状況、政策効果の把握の手法その他政策評価の方法に関する調査及び研究の成果並びに開発の動向等を踏まえ、適宜適切に政策所管部局の意見を聴いた上で、所要の見直しを行うものとする。

（注）「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月21日閣議決定）において、成果目標（Plan）－予算の効率的執行（Do）－厳格な評価（Check）－予算への反映（Action）を実現する予算制度を定着させるために導入されたもの。

政策体系

基本政策	
	政策
	施策
I 基本法制の維持及び整備	
1	<p>基本法制の維持及び整備（事前規制型社会から事後チェック・救済型社会への転換，社会経済構造の変革に対応した基本法制の維持及び整備を行う。）</p> <p>(1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備（情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢を反映した犯罪事象に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により，国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と，我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに，事後チェック・救済型社会の基盤を形成し，社会の安定に資するものとする。）</p>
2	<p>司法制度改革の推進（社会の複雑・多様化，国際化等がより一層進展する中で，事前規制型社会から明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後チェック・救済型社会への転換を図り，自由かつ公正な社会を実現していくために，その基礎となる司法の基本的制度を抜本的に見直し，司法の機能を充実強化する。）</p> <p>(1) 総合法律支援の充実強化（裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに，弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制整備の充実強化を図る。）</p> <p>(2) 裁判員制度の啓発推進（国民に対し，裁判員として刑事裁判に参加することの意義及び裁判員の選任手続，事件の審理・評議における裁判員の職務等の制度の具体的内容を周知し，裁判員制度についての疑問に答えることで不安等を解消すると同時に制度への理解を得て，裁判員裁判への主体的参加を促す。）</p> <p>(3) 法曹養成制度の充実（高度の専門的な法律知識，幅広い教養，豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。）</p> <p>(4) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化（国民がそのニーズに応じて多様な紛争解決手段を選択</p>

することができるようにするため、裁判外の紛争解決手段について、その拡充・活性化を図る。)

- (5) **法教育の推進** (法や司法を身近なものとし、自由かつ公正な社会の担い手である国民が法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身につけるとともに、裁判員制度を始めとする司法の国民的基盤確立の条件を整備するため、法教育の推進を図る。)

- 3 **法務に関する調査研究** (内外の社会経済事象を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法制等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。)

- (1) **法務に関する調査研究** (内外の社会経済事象を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法制等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。)

II 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持 (犯罪被害者等のための施策及び再犯防止対策を含む。)

- 4 **検察権の適正迅速な行使** (国家刑罰権の適正かつ迅速な実現により、社会の平和を保持し、個人及び公共の福祉を図る。)

- (1) **適正迅速な検察権の行使** (刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、裁判の執行を指揮監督するなどの権限を適正迅速に行使する。)

- (2) **検察権行使を支える事務の適正な運営** (検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるように検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。)

- 5 **矯正処遇の適正な実施** (被収容者に対し適正な矯正処遇を実施することにより、その改善更生及び円滑な社会復帰を図る。)

- (1) **矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備** (研修、訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図るとともに、各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図る。)

- (2) **矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施** (被収容者の生活条件を含めた収容環境を維持することにより、国民が安全に安心して暮らせる社会を構築するとともに、被収容者の個々の状況に応じた適切な処遇を実施することにより、その改善更生及び円滑な社会復帰を図る。)

- (3) **矯正施設の適正な運営に必要な民間開放の推進** (過剰収容に伴い増加する業務量に適切に対応し、かつ、矯正処遇の充実を図るために民間委託等を推進することとし、増員幅を抑制しつつ必要な要員を確保する。)

- 6 **更生保護活動の適切な実施** (犯罪をした者及び非行のある少年の社会内における改善更生を図るとともに、犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。)

- (1) **保護観察対象者等の改善更生** (更生保護活動を通じて、保護観察対象者等の改善更生を図る。)

- (2) **犯罪予防活動の促進** (犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。)

(3) **医療観察対象者の社会復帰**（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対する地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保し、医療観察対象者の社会復帰の促進を図る。）

7 **破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施**（破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。）

(1) **破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施**（破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。）

8 **団体の規制処分の適正な審査・決定**（公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関し適正な審査及び決定を行う。）

(1) **団体の規制処分の適正な審査・決定**（破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制処分に際し、適正な審査及び決定を行う。）

III 国民の権利擁護

9 **国民の財産や身分関係の保護**（経済活動や社会活動に不可欠である財産上及び身分上の権利を適切に保全するための法制度を整備するとともに、円滑な運営を行う。）

(1) **登記事務の適正円滑な処理**（登記事務におけるシステムの見直し等により、事務処理の効率化、システム関係経費の削減を図るとともに、国民の利便性を向上させる。）

(2) **国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理**（国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営することにより我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図る。）

(3) **債権管理回収業の審査監督**（債権回収会社について必要な規制を行うことにより、債権管理回収行為等の適正を図る。）

10 **人権の擁護**（国民の人権の擁護を積極的に行う。）

(1) **人権の擁護**（人権の擁護に関する施策を総合的に推進し、もって人権が尊重される社会の実現に寄与する。）

IV 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理

11 **国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理**（国民個人の権利・利益と国の正当な利益との間における争訟に対して、統一的に対処し適正な調和を図る。）

(1) **国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理**（国の利害に関係のある本案訴訟を適正・迅速に追行することにより、国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与する。）

V 出入国の公正な管理

12 **出入国の公正な管理**（不法滞在者等を生まない社会を構築するとともに、出入国管理行政を通じて国際協調と国際交流の増進を図る。）

- (1) **出入国の公正な管理**（不法滞在者等を生まない社会の構築を図るとともに共生社会を実現するため、新たな在留管理制度の創設に係る法令の整備を始めとする施策を行うとともに、我が国の国際協調と国際交流を推進し、我が国社会の健全な発展を目指す。）

VI 法務行政における国際化対応・国際協力

13 **法務行政における国際化対応・国際協力**（外国関係機関との連携等を通じて、法務行政の国際化や諸外国への協力を適切に対応する。）

- (1) **法務行政の国際化への対応**（国際化する法務行政の円滑な運営を図る。）
- (2) **法務行政における国際協力の推進**（法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供することにより、国際協力を推進する。）

VII 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営

14 **法務行政全般の円滑かつ効率的な運営**（説明責任の履行、透明性の確保、人的物的体制の整備確立等を通じて、法務行政を円滑かつ効率的に運営する。）

- (1) **法務行政に対する理解の促進**（法務行政を国民に開かれた存在にし、その理解の促進を図る。）
- (2) **施設の整備**（司法制度改革の推進、治安情勢の変化に伴う新たな行政需要等により、十分な行政機能を果たすためには執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設の整備を行う。）
- (3) **法務行政の情報化**（国民の利便性、行政サービスの向上を図るため、法務行政手続の情報化を推進するとともに、法務省で運用する情報システムについて、政府全体で取り組んでいる業務・システムの最適化を図り、業務及び情報システムの効率化を推進する。）
- (4) **職員の多様性及び能力の確保**（社会経済情勢の変動に適切に対応するため、職員の多様性を確保し、能力の開発・向上を図る。）

政策体系		事後評価の 対象と する施策等	
基本政策 政策	施策【施策の目標、指標等の掲載頁】	H 21 年度	H 22 年度
		I 基本法制の維持及び整備	
1	基本法制の維持及び整備 (1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備	○	○
2	司法制度改革の推進 (1) 総合法律支援の充実強化 (2) 裁判員制度の啓発推進 (3) 法曹養成制度の充実 (4) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化 (5) 法教育の推進	○	
3	法務に関する調査研究 (1) 法務に関する調査研究		○
II 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持			
4	検察権の適正迅速な行使 (1) 適正迅速な検察権の行使 (2) 検察権行使を支える事務の適正な運営	○	○
5	矯正処遇の適正な実施 (1) 矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備 (2) 矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施 (3) 矯正施設の適正な運営に必要な民間開放の推進	○	○
6	更生保護活動の適切な実施 (1) 保護観察対象者等の改善更生 (2) 犯罪予防活動の助長 (3) 医療観察対象者の社会復帰	○	○
7	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施 (1) 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施	○	○
8	団体の規制処分の適正な審査・決定 (1) 団体の規制処分の適正な審査・決定		
III 国民の権利擁護			
9	国民の財産や身分関係の保護 (1) 登記事務の適正円滑な処理 (2) 国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理 (3) 債権管理回収業の審査監督	◎	◎
10	人権の擁護 (1) 人権の擁護	○	○
IV 国の利害に係る争訟の統一かつ適正な処理			
11	国の利害に係る争訟の統一かつ適正な処理 (1) 国の利害に係る争訟の統一かつ適正な処理	○	○
V 出入国の公正な管理			
12	出入国の公正な管理 (1) 出入国の公正な管理	○◎	○◎
VI 法務行政における国際化対応・国際協力			
13	法務行政における国際化対応・国際協力 (1) 法務行政の国際化への対応 (2) 法務行政における国際協力の推進	○	○
VII 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営			
14	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営 (1) 法務行政に対する理解の促進 (2) 施設の整備 (3) 法務行政の情報化 (4) 職員の多様性及び能力の確保		

(注) ○は一般事業，◎は成果重視事業

別紙 3

事後評価対象施策に係る評価等の実施内容

目 次

1	平成22年度事後評価の実施に関する計画	
	社会経済情勢に対応した基本法制の整備	8
	法務に関する調査研究	15
	検察権行使を支える事務の適正な運営	23
	矯正施設の適正な運営に必要な民間開放の推進	28
	保護観察対象者等の改善更生	31
	医療観察対象者の社会復帰	35
	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた	
	公共の安全の確保を図るための業務の実施	37
	債権管理回収業の審査監督	42
	人権の擁護	45
	国の利害に係りのある争訟の統一かつ適正な処理	48
	出入国の公正な管理	50
	法務行政における国際協力の推進	53
2	平成22年度成果重視事業実施計画	
	登録事務の適正円滑な処理	
	登録情報システム再構築事業	58
	地図管理業務・システムの最適化事業	61
	出入国の公正な管理	
	出入国管理業務の業務・システムの最適化	64

(注) 達成目標の目標値等として数値を用いる場合、過去の実績がない場合などを除き、原則として過去5年分の実績を記載している。

平成22年度事後評価の実施に関する計画

1. 政策名等

政策名	基本法制の維持及び整備		
評価対象	社会経済情勢に対応した基本法制の整備		
施策名等	【政策体系上の位置付け：I-1-(1)】		
施策の基本目標	情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢を反映した犯罪事象に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により、国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と、我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに、事後チェック・救済型社会の基盤を形成し、社会の安定に資するものとする。		
予算(案)額	平成22年度予算額：154百万円		
評価実施時期	平成24年8月 (平成22年度は中間報告)	所管部局	大臣官房秘書課政策評価企画室、民事局総務課、刑事局総務課企画調査室
評価方式	総合評価方式		

2. 基本的考え方

(1) 課題・ニーズ

社会経済構造の変革と事後チェック・救済型社会への転換に対応するため、国民や企業の経済活動に関わる民事・刑事の基本法について、抜本的な見直しが求められており、法務省では、平成13年度から、集中的に基本法制の整備に取り組んできたところである。

しかしながら、民事基本法制は、国民生活の様々な分野に関係する膨大な内容のものであるため、社会経済情勢の変化に対応していない部分や、経済界を始めとする各界からのニーズに応えることができていない分野が存在している。例えば、制定以来110年余りの間、実質的な見直しが行われていない民法(債権関係)の規定など、改正を必要とする分野が、なお多数残されている。今後、速やかにこれらの立法ニーズに応えていかなければ、様々な面で円滑な経済活動に支障を来し、企業の活動や資金調達にも悪影響を及ぼすこととなる。

一方、刑事基本法制については、コンピュータ・ネットワークが不可欠な社会的基盤となっている中で、これを脅かすサイバー犯罪が増加している状況にある。また、厳しい経済情勢が続く中で、現行刑法の関係罰則では処罰が困難な手口による強制執行妨害事案が後を絶たない状況にある。今後とも、我が国の治安及び社会経済秩序の維持を図っていくためには、社会経済情勢を反映したこれらの新たな犯罪事象に的確に対応することが重要である。

上記のように、依然として基本法制の整備に関する社会のニーズは高く、経済活動に関わる民事・刑事基本法制の整備は、明確なルールと自己責任の原則に貫かれた「事後チェック・救済型社会」の実現に不可欠の基盤形成として極めて重要となっている。

(2) 目的・目標

上記の課題に対応するためには、まず、社会経済情勢の変化に応じた多様な立法ニーズに応え、民法・会社法等を始めとした民事基本法制について不断の整備を行っていくことが必要である。これによって、国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会が実現され、我が国の経済の活力の維持・向上に資することとなる。

また、社会経済情勢の変化を反映した犯罪事象に的確に対応することができるように、刑法等の刑事基本法制を整備することが必要である。これによって、「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し、社会の安定に資することとなる。

さらに、国民に分かりやすい司法を実現するためには、法令を理解しやすいものとすることが不可欠である。これによって、明確なルールと自己責任の原則に貫かれた「事

後チェック・救済型社会」の基盤形成をより実りのあるものとする事となる。

法務省では、平成13年度以降、集中的に、経済活動に関わる基本法制の整備について取り組み、平成22年度に評価を行うこととしている。しかし、依然として存在する課題・ニーズに対応するため、更に平成23年度末まで集中的に取り組むこととした。

具体的内容は別紙のとおりである。

(3) 具体的内容

法制整備の体制については、平成12年11月、通商産業省（現・経済産業省）・総務省からの応援を含むプロジェクトチームを設置し、積極的、集中的に基本法制の整備に取り組んできたところである。平成13年4月には、更に積極的、集中的に法制整備を進めるため内閣の支援を得て、時限的に、参事官を中心とする作業班を増強した。現在は、約40名の民事・刑事基本法制プロジェクトチームにより作業を進めている。

法整備の具体的内容は別紙のとおりである。

3. 評価手法等

民事・刑事基本法制の整備は、我が国の基本法制を事後チェック・救済型社会の基盤として有効で、社会経済情勢に対応したものとするためのものである。

そこで、本件総合評価においては、そのような観点から、本計画に基づき整備された民事・刑事の基本法制がもたらす効果を分析して、必要かつ十分な法制の整備が行われているかを評価する。平成22年度においては、当該法制の立法作業の状況の説明を中心とする。

4. 関係する法令、施政方針演説等(主なもの)

- 法務省設置法（平成11年法律第93号）第3条、第4条第1号、第4条第2号

5. 備考

目的・目標の具体的内容	法整備の具体的内容
<p>【民事関係】</p> <p>児童虐待は、深刻な社会問題となっているところ、現在の制度では、児童虐待の事案等において、子の利益の侵害を防ぐという現実の必要性に応じた適切な親権制限が困難であることが指摘されている。そこで、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から親権に係る制度について見直しを行う。</p> <p>また、最近の家族をめぐる状況の変化にかんがみ、既に平成8年に法制審議会から答申されている「民法の一部を改正する法律案要綱」を踏まえ、選択的夫婦別氏制度の導入、嫡出である子と嫡出でない子の相続分の同等化、女性の婚姻適齢の引下げ等の改正を行う。</p>	<p>〔民法等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民法の親権に関する規定の見直し ・民法及び戸籍法の整備
<p>社会や経済の著しい変化に適切に対応するとともに、国民一般に分かりやすい法制度を構築する必要がある。このような観点から、民事基本法典である民法のうち、債権関係の規定について、制定以来110年余りの間に形成された膨大な数の判例法理を整理・分析して、できる限り明文化するとともに、現代社会に適合しない規定を改める等、民法（債権関係）の抜本的見直しを行う。</p>	<p>〔民法等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民法（債権関係）の見直し
<p>来るべき大震災に備え、災害により建物が滅失した場合の借家人の保護等を内容とする罹災都市借地借家臨時処理法について、現代社会に一層適合させるよう全面的な見直しに向けた検討を行う。</p>	<p>〔罹災都市借地借家臨時処理法等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・罹災都市借地借家臨時処理法について、現代社会に一層適合させるよう所要の法整備
<p>近時、コーポレート・ガバナンス^{*1}の強化やいわゆる企業結合法制の導入に関して規律を見直す必要性が指摘されている。このような状況にあることを踏まえ、会社法制について、会社を取り巻く幅広い利害関係者の一層の信頼を確保する観点から、企業統治の在り方や親子会社に関する規律等の見直しを検討し、会社法その他所管する法令の規定に関して、必要な整備を行う。</p> <p>また、会社の情報開示の在り方についても見直しの必要性が指摘されている上、企業会計の分野では、国際会計基準の導入について検討されている。そこで、そ</p>	<p>〔会社法〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・例えば、社外取締役及び社外監査役の「社外」要件の在り方等についてより一層望ましい企業統治の在り方を検討し、適切な整備を行う。 ・いわゆる企業結合法制として、多重代表訴訟制度の導入及び親会社の株主総会の権限拡大の是非等について検討し、会社を取り巻く幅広い利害関係者から一層の信頼を確保する観点から適切な整備を行う。 ・国際会計基準の導入に関する議論の状況を見極めた上で、必要な場合には、会社法への適用の在り方を検討する。この

<p>の導入の有無や会社の計算に関する規律への影響等を見定めつつ、過不足のない情報開示の在り方を検討し、適切な時期に必要な整備を行う。</p>	<p>検討と併せて、会社法における会社の情報開示の在り方についても検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他会社法、社債、株式等の振替に関する法律その他所管する法令について、実務における運用状況及び問題意識等を踏まえ、適切な整備を行う。
<p>国際的な要素を有する財産権上の訴え及び保全命令事件について、いかなる場合に日本の裁判所が管轄権を有するかを判断する基準を明確化するため、民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正し、国際裁判管轄法制の整備を行う。</p> <p>さらに、非訟事件並びに家事審判及び家事調停の手続を現代社会に適合したものとするため、非訟事件手続法及び家事審判法の全面的な見直しを行う。</p> <p>また、上記法整備及び非訟事件手続法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家事審判法の改正を踏まえ、人事に関する訴えなどについての国際裁判管轄法制の整備のための検討を行う。 	<p>〔民事訴訟法等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財産権上の訴え及び保全命令事件についての国際裁判管轄法制の整備 ・非訟事件手続法及び家事審判法の見直し ・人事に関する訴えなどについての国際裁判管轄法制の整備の検討
<p>行政事件訴訟法の平成16年改正（平成17年4月施行）では、取消訴訟の原告適格の拡大、義務付け訴訟及び差止訴訟に関する規定の新設等、多岐にわたる改正が行われたところ、改正法の附則は、その施行後5年の経過後に施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものと定めている。そこで、改正法施行後の裁判例や実務^{*2}の運用状況等について検証作業を進める。</p>	<p>〔行政事件訴訟法〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年改正行政事件訴訟法の施行状況の検証

【刑事関係】

<p>近年、コンピュータの利用者が急速に拡大し、その利用形態もネットワークに接続して利用するものが主流となり、世界的規模のコンピュータ・ネットワークが形成され、不可欠な社会的基盤となっている。このような状況下において、コンピュータ・ウィルスによるコンピュータへの攻撃やコンピュータ・ネットワークを悪用した犯罪も増加しており、我が国の治安や社会経済秩序を維持するためには、この種のサイバー犯罪に的確に対応し得るようにすることが不可欠であることから、これらのサイバー犯罪の特質に的確に対応し得る実体法及び手続法を整備する。</p>	<p>〔IT革命の推進等に伴う刑事関係法令（実体法・手続法）の整備〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サイバー犯罪に対する罰則の整備 ・コンピュータ・ネットワークに関する捜査手続の整備
<p>厳しい経済情勢が続く中で、悪質な資</p>	<p>〔経済金融犯罪及び企業活動に関する犯</p>

<p>産隠しや占有屋と呼ばれる手口等による強制執行妨害事案が依然として後を絶たない状況にある。これらの事案に適切に対処できるよう、こうした強制執行妨害行為に対する罰則を整備する。</p> <p>また、近年の社会経済の複雑・多様化に伴い、企業活動に伴う様々かつ複雑な違反行為が後を絶たず、その刑事責任の在り方が問われている。そこで、企業の刑事責任の在り方を含め企業活動に関する犯罪に対する法整備について必要な検討を行う。</p>	<p>罪に対する罰則等の整備]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民事執行，民事保全の妨害に関する犯罪に対する罰則の整備 ・企業の刑事責任の在り方
---	--

※1 「コーポレート・ガバナンス」

企業統治ともいわれ、企業経営を監視する仕組みの在り方を指すものとして一般的には用いられている。不正行為の防止（健全性）の観点だけでなく、近時は企業の収益性・競争力の向上（効率性）の観点からも世界的な規模でさまざまな議論がされている。

※2 「実務」

裁判所の訴訟指揮や当事者の活動などをいう。

参 考
 ※平成21年度までに整備済みのもの

目的・目標の具体的内容	法整備の具体的内容
【民事関係】	
<p>企業経営の効率化，業務執行の適正化や高度情報化への対応が強く要請されている。また，新規企業の資金調達需要の増大，株式等の証券についての店頭市場の整備等に伴い，企業の資金調達に関する環境整備が求められている。このような状況にあることを踏まえ，企業統治の実効性を確保し，国際的に整合性のとれた制度を構築する。また，高度情報化に対応した効率的かつ確実な株主総会運営，資金調達の円滑化・流通性の確保，投資家の保護等により，我が国の企業の競争力の強化を図る必要がある。そこで，会社の機関の在り方，会社情報の適切な開示の在り方，株主総会運営の方法，資金調達の方法等に関する商法の規定を整備する。</p>	<p>〔商法〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株主総会運営等におけるITの活用，ストック・オプション制度の見直し ・株主総会と取締役会の権限配分の見直し等を含む株式会社法制の抜本的見直し ・利用しやすい中小会社法制を構築するという観点からの有限会社法の抜本的な見直し ・会社法の整備 <p>〔民法及びその関連法〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間法人制度の創設（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成20年12月1日施行）に基づく一般社団・財団法人制度に統合） ・信託法について，信託制度をより国民に利用しやすくするとの観点からの全面的な見直し
<p>社会や経済の著しい変化に適切に対応した法制度を構築するため，担保・執行法制，区分所有法を現代社会に一層適合させるよう整備するとともに，保険法（商法第2編第10章）の全面的な見直しを行う。また，民法（債権関係）の抜本的見直しに向けた検討を開始する。</p>	<p>〔民法及びその関連法〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担保・執行法制，区分所有法について，現代社会に一層適合させるよう所要の法整備 ・電子記録債権制度の創設 <p>〔商法〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険法の見直し
<p>国連国家免除条約を踏まえ，我が国の民事裁判権が外国等に及ぶかどうかを判断する基準を明確化するため，民事裁判権免除に係る法制を整備する。また，国際的な民商事紛争において，我が国の裁判所が管轄権を有するかどうかを判断する基準を明確化するため，国際裁判管轄に関する法制の整備に向けた検討を開始する。さらに，非訟事件並びに家事裁判及び家事調停の手続を現代社会に適合したものとするため，非訟事件手続法及び家事審判法の全面的な見直しに向けた検討を行う。</p>	<p>〔民事訴訟法等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法制の整備
<p>速やかかつ合理的な破たん処理，企業再建等を行うことを可能とし，経営資源の有効活用等を図るため，倒産法制を整備し，手続の簡素・合理化や社会情勢の変化に対応した実体規定の見直し等を行う。</p>	<p>〔倒産法〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社更生法及び破産法等について，手続の簡素・合理化や倒産実体法の見直しなどの観点からの大幅な見直し ・特別清算制度の見直し

<p>司法の国民的基盤の確立のためには、分かりやすい司法を実現する必要がある、その前提として、司法判断の基礎となる法令の内容自体が国民にとって分かりやすいものであることが極めて重要である。我が国の基本的な法令の中には、民法の一部や商法など、明治時代に制定され、依然としてカタカナの文語体で表記され、現在では使われていない用語が使用されているものや、条文引用の方法等が煩雑であるものなど、法律専門家以外には容易に理解できないとの指摘がなされているものがある。そこで、こうした基本的法令の表記を分かりやすいひらがなの口語体に改めるなどの整備を行う。</p>	<p>〔民法及びその関連法〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民法典（第1編から第3編まで）の現代語化 ・信託法の見直し <p>〔商法〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社法の整備 ・一部現代語化 ・保険法の見直し
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・民事司法制度をより国民に利用しやすくするとの観点からの、民事訴訟法の見直し及び人事訴訟手続法の全面的な見直し ・法の適用に関する通則法の整備 ・犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律

【刑事関係】

<p>クレジットカード等の支払用カード偽造等の事案が多発していることから、支払用カードに対する社会的信用を確保するため、支払用カードの電磁的記録不正作出等行為に対する罰則を整備する。</p>	<p>〔経済金融犯罪及び企業活動に関する犯罪に対する罰則等の整備〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払用カードの偽造等の犯罪に対する罰則の整備
<p>長引く不況を反映して、企業や個人の相次ぐ倒産、不良債権処理が問題となっている。悪質な資産隠し等の手口による民事執行等の妨害などの事案に対し、実効的に対処できるよう、これら妨害に対する罰則を整備する。</p>	<p>〔経済金融犯罪及び企業活動に関する犯罪に対する罰則等の整備〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・倒産犯罪等に関する罰則の整備

平成22年度事後評価の実施に関する計画

1. 政策名等

政策名	法務に関する調査研究		
評価対象	法務に関する調査研究（覚せい剤事犯者の再犯防止対策に関する研究）		
施策名等	【政策体系上の位置付け：I-3-(1)】		
施策の基本目標	内外の社会経済事象を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法制等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。		
予算額	平成21年度予算額：2百万円		
評価実施時期	平成23年8月	所管部局	法務総合研究所総務企画部 企画課
評価方式	事業評価方式		

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

平成20年において、一般刑法犯による検挙人員に占める再犯者（繰り返して犯罪を犯す者をいう。）の比率は約41パーセント、一般刑法犯及び特別法犯（道交違反を除く。）による起訴人員に占める有前科者の比率は約48パーセント、入所受刑者に占める再入者の比率は約54パーセントを占めている。このような状況から、再犯防止は法務省にとって極めて重要な課題であると言える。中でも覚せい剤取締法違反については、同種の再犯率が高い。そこで、覚せい剤取締法違反について、同種再犯を防止するため、再犯に至る経緯、原因等について実証的な調査・研究を行い、その結果に基づいて適切な処遇方策を検討することが必要である。

(2) 目的・目標

覚せい剤取締法違反を犯した者が初犯時の執行猶予判決をどのように受け止め、その後の社会生活でどのように再乱用に至ったかなどについて、実態調査及び意識調査を行い、再犯防止策の検討のための基礎的な資料（下記（3）.イ.（ア）～（ウ）を参照）を提供することを目的とする。

具体的には、外部有識者等で構成される研究評価検討委員会が研究評価のために設定する「研究評価検討委員会における評価基準」（以下「評価基準」という。）において、同基準第3の3では、72点以上を「大いに効果があった」、63点以上を「相当程度効果があった」と研究の効果を判定することとしていることから、相当程度以上に効果があったとの評価を得るため、90点満点中63点以上の評価を得ることを目標とする。

(3) 具体的内容

ア 研究期間

平成21年度（1か年）

イ 研究内容

(ア) 覚せい剤取締法違反により執行猶予判決を受けた者に係る分析

覚せい剤取締法違反について、主な再犯要因を把握し、再犯防止のための具体的な処遇に役立つ資料を提供するため、覚せい剤取締法違反（使用又は単純所持事案に限る。）のみの罪名で執行猶予判決を受けた者であって、同一罪名での前科がなく、平成16年中に第一審で判決が確定したものを調査対象として、居住状況、就労状況、監督制約の有無等と再犯の有無との関連性について調査分析を行う。

(イ) 覚せい剤取締法違反受刑者に係る分析

覚せい剤取締法違反による受刑者を同種再犯によって再入させないためには、どのような点に重点を置いて改善指導、保護観察等を行うべきかなどの具体的な方策について考察する上で有用な資料を提供するため、覚せい剤取締法違反（覚せい剤の自己使用が含まれているものに限る。）の初入者（刑務所等への入所度数が1度の者をいう。）及び2入者（刑務所等への入所度数が2度の者をいう。）を調

査対象として、受刑にまで至った者の問題性を分析することを目的として、初入者と2入者での相違点も分析しながら、犯罪に至った動機・原因、背景事情、生活状況、対象者の意識等について調査分析を行う。

(ウ) 覚せい剤取締法違反受刑者の刑事手続上の処分等に対する意識に係る分析

覚せい剤取締法違反を犯した者が執行猶予、保護観察などの刑事手続上の処分等についてどのような認識を有しているかを明らかにし、再犯防止のためにはいかなる指導等を行うことが必要かを検討する資料を提供するため、前に覚せい剤取締法違反（覚せい剤の自己使用が含まれているものに限る。）により、執行猶予判決を受け、又は仮釈放されたことがある覚せい剤取締法違反による受刑者について、単純執行猶予若しくは保護観察付執行猶予の期間中であること、又は仮釈放中であることに関してどのような意識を持っていたかなどについて調査分析を行う。

なお、本研究では、窃盗についても上記(ア)～(ウ)の分析を行っている。

3. 事前評価の概要

平成20年5月27日に開催された研究評価検討委員会の評価を踏まえ、以下のとおり事前評価を行った。

(1) 必要性

平成19年版犯罪白書の特集において法務総合研究所が実施した特別調査によると、総犯歴数^{*}別の人員構成比では、初犯者が71.1パーセントを占めているのに対して、再犯者（有罪の確定裁判を2回以上受けた者をいう。以下本項において同じ。）は、28.9パーセントにとどまっているが、総犯歴数別の犯歴の件数構成比を見ると、初犯者による犯歴の件数は42.3パーセントにとどまるのに対して、再犯者による犯歴の件数は57.7パーセントを占めており、再犯者による犯罪の累積傾向が明らかとなった。また、再犯事情はその罪名によって特徴が見られるが、中でも覚せい剤取締法違反は再犯に及ぶ比率が平均より高い（別添参照）。したがって、覚せい剤取締法違反による初犯者に対しては特に適切な処遇方策を講ずる必要があるところ、その検討のための基礎的な資料を提供するため、本調査研究を行う必要がある。

(2) 効率性

覚せい剤取締法違反を犯した者に対する効果的な処遇方策を検討するための基礎的な資料を提供するには、多くのデータを収集して量的分析を行うほか、犯罪者の詳細な属性、刑務所等における処遇状況等について実証的に調査し、その結果を分析する必要がある。本研究は、検察官、刑務官、保護観察官としての実務経験を有する研究官で構成するチームで行うため、データの収集においても、また実際の処遇状況の調査についても効率的に行うことが可能であり、手段の適正性・費用対効果の点から効率性は高い。

(3) 有効性

本研究の成果は、法務省関係職員に対する職務上の資料として取りまとめられ、今後、覚せい剤取締法違反を犯した者が再犯を繰り返さないよう効果的な処遇方策の在り方を検討する上で、有用な資料となることが期待できることから、研究の有効性が認められる。

(4) 総合的評価

本研究は、上記のとおり必要性、効率性及び有効性がそれぞれ認められる上、本研究における成果は、今後の矯正及び更生保護における処遇方策の在り方等を検討する上で、貴重な資料となることが見込まれることから、早期に研究すべき研究課題といえる。

4. 評価手法等

上記2.(2)の目標の達成の有無について、外部有識者等で構成される研究評価検討委員会（学者委員7名、法務省の他部局員4名計11名により構成）において、評価基準第4に掲げる各評価項目において4段階（AからD）で評価を行い、各評価に応じた評点を付すものとし、その評点の合計点に応じて、本研究の効果について判定する。

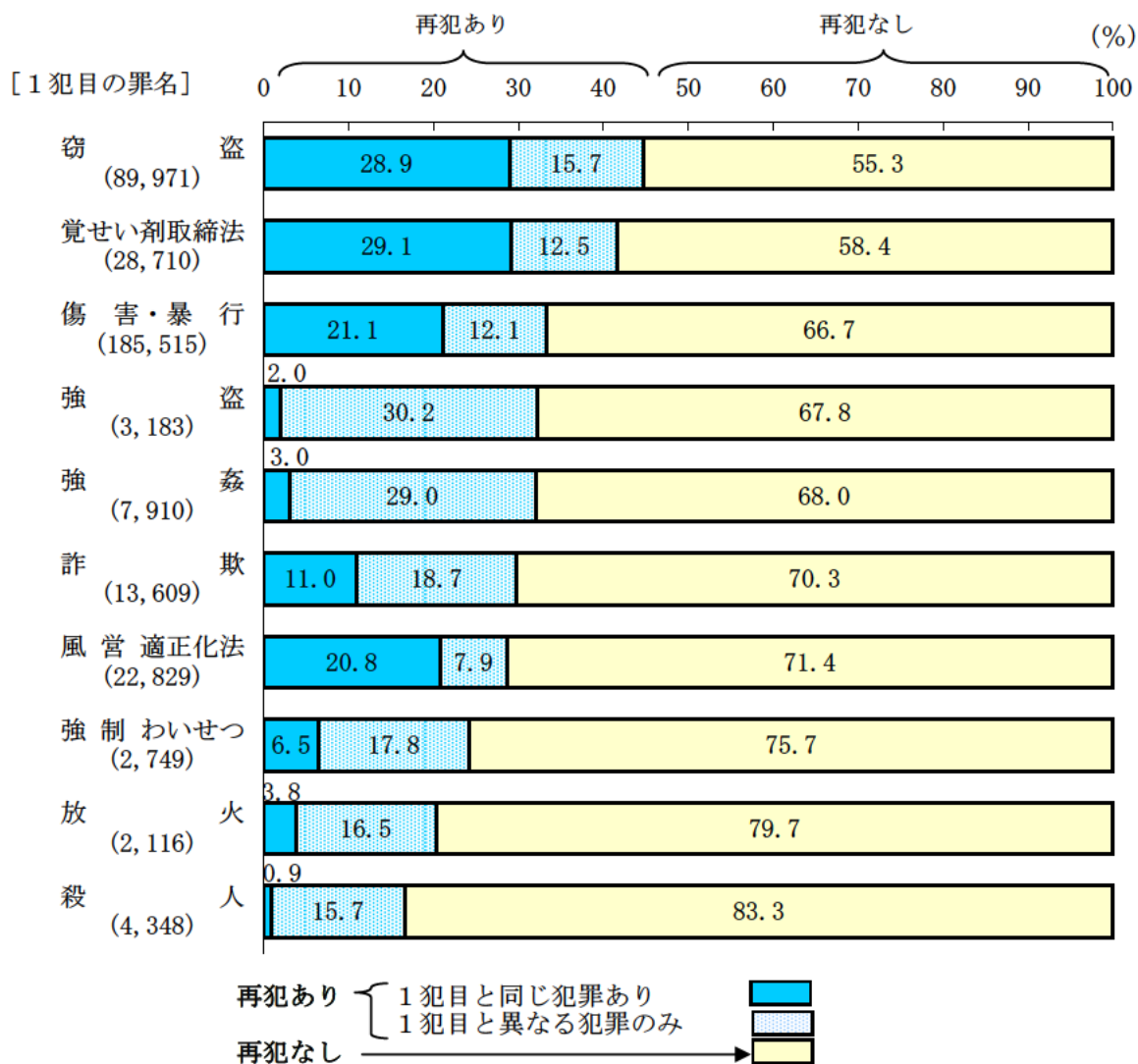
5. 関係する法令, 施政方針演説等(主なもの)

6. 備考

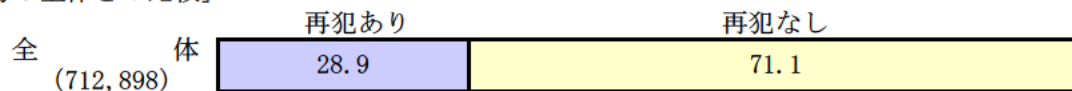
※「総犯歴数」

犯歴の件数を一つの確定裁判ごとに一犯歴として数えることとした場合において、一人の者が犯した犯歴の件数の合計をいう。

1 犯目の罪名別・再犯の有無別構成比



[参考：全体との比較]



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 1 犯目から10犯目までの犯歴により分類した。
 3 「強盗」は、事後強盗、強盗致死傷及び強盗強姦・同致死を含まない。
 4 () 内は、実人員である。

研究評価検討委員会における評価基準

第1 目的

本評価基準は、研究評価検討委員会が法務省法務総合研究所研究部が実施する特別研究（以下「研究」という。）に関する評価を実施するに当たって、同委員会における研究の評価の観点を明らかにし、より客観的な研究の評価の実施に資することを目的とする。

第2 適用対象

本評価基準は、法務省の政策評価の対象となった研究の評価を実施する場合に適用する。ただし、当該研究の実施方法等にかんがみ、本評価基準で評価することが適当でないと研究評価検討委員会が認める研究については、本評価基準とは別の基準で評価を実施することができるものとする。

第3 評価の実施方法

本評価基準を用いての評価方法は以下のとおりとする。

- 1 評価対象の研究に関し、「第4 評価項目」に掲げる各評価項目に関し、研究の実施前（事前評価）及び研究の実施後（事後評価）に評価を行うものとする。

なお、事前評価においては、当該事前評価の実施時における見込みにより評価をするものとする。

- 2 各項目の評価は4段階（AからD）で評価を行い、各評価に応じて、以下のとおり評点を付すものとする。

A…評点 10 点

B…評点 7 点

C…評点 5 点

D…評点 0 点

- 3 各評価項目で付された評点を合計した点数に応じて、評価対象の研究の効果を以下のとおり判定する。

合計点 72 点以上 … 大いに効果があった。

合計点 63 点以上 72 点未満 … 相当程度効果があった。

合計点 45 点以上 63 点未満 … 効果があった。

合計点 45 点未満 … あまり効果がなかった。

- 4 研究評価検討委員会の各委員は、法務総合研究所に対し、本評価基準による評価の実施に必要な資料等を求めることができるものとする。

第4 評価項目

評価対象の研究に関し、以下の項目について評価を実施する。

1 法務省の施策に関連するなどして必要なものか。

(1) 評価の観点【主に研究の必要性】

法務総合研究所の研究が法務省の犯罪防止、犯罪者処遇等の政策に役立つものであるために、法務省の施策等に関連して必要なものであるか否かは重要な指標となる。法務省における重要な施策等に関連したり、関係局部課から要請・要望があれ

ば、当該研究の必要性は強く認められることになることから、この点を評価する。

(2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…法務省の重要な施策に関連し、又は、関係局部課から要請があった研究であり、実施の必要性が極めて高い。
- B…法務省の施策に関連し、かつ、関係局部課から要望があった研究であり、実施の必要性が高い。
- C…法務省の施策に関連する研究であり、実施の必要性がある。
- D…法務省の施策に関連せず、かつ、関係局部課からも要請又は要望がなかった研究であり、実施の必要性があまりない。

2 代替性のない研究であるか。

(1) 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が、他の研究機関で実施できないものであれば、当該研究は法務省で行う必要性が高い上、研究の価値、効果も高いと言えることから、この点を評価する。

(2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究の実施が著しく困難である。
- B…他の研究機関では代替する研究の実施が困難である。
- C…他の研究機関でも類似の研究を実施可能であるが、代替性があるとまでは言えない。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施可能である。

3 早期に研究を実施すべきテーマであるか。

(1) 評価の観点【主に研究の必要性】

研究テーマが、刑事政策上、喫緊の課題となっているなど、早期に研究を実施すべきものであれば、当該研究の必要性が高く認められることから、この点を評価する。

(2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。
- B…早期に研究を実施する必要性が高いテーマである。
- C…早期に研究を実施する必要性がそれほど高くはないテーマである。
- D…早期に研究を実施する必要性がないテーマである。

4 調査分析対象の範囲が適度であるか。

(1) 評価の観点【主に研究の効率性】

犯罪あるいは犯罪者等の傾向を把握し、分析の視点を抽出するには、調査対象の件数、調査対象期間、対象とする刑事手続の段階等について、ある程度の量・範囲にわたって調査することが必要であることから、この点を評価する。

(2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…犯罪傾向の把握等をする上で、調査分析対象の量・範囲は適度である。

- B…犯罪傾向の把握等をする上で、調査分析対象の量・範囲はおおむね適度である。
- C…犯罪傾向の把握等をする上で、調査分析対象の量・範囲にやや過不足がある。
- D…犯罪傾向の把握等をする上で、調査分析対象の量・範囲に過不足がある。

5 分析の視点が網羅的で偏りがいないか。

(1) 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究において調査した対象について、性別、罪名別、年齢別等の視点から分析することが考えられる。そして、その分析の視点が網羅的であり、かつ、偏りが無い場合には、分析結果を様々な方向から利用することが可能となることから、この点を評価する。

(2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…分析の視点が網羅的であり、かつ、分析の視点に偏りが無い。
- B…分析の視点がおおむね網羅的であり、かつ、分析の視点に偏りが無い。又は、分析の視点が網羅的であるが、分析の視点に若干の偏りがある。
- C…分析の視点が網羅的ではないが、分析の視点に偏りが無い。又は、分析の視点が網羅的であるが、分析の視点に偏りがある。
- D…分析の視点が網羅的でなく、かつ、分析の視点に偏りがある。

6 調査分析の手法は適切であるか。

(1) 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効果的なものとなるためには、対象の量・範囲が適度であり、多様な視点から分析されるだけでなく、対象のデータ収集の手法や分析の手法が適切である必要があることから、この点を評価する。

(2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…信用性のあるデータ収集の手法、標準的な分析手法を用いているだけでなく、さらに信用性を増すための方策を採っている。
- B…信用性のあるデータ収集の手法、標準的な分析手法を用いている。
- C…信用性のあるデータ収集の手法、標準的な分析手法のいずれかを用いている。
- D…信用性のあるデータ収集の手法、標準的な分析手法のいずれも用いていない。

7 研究の成果物は分かりやすいものであるか。

(1) 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物の文書構成が適当であり、また、図表等による視覚的な配慮や平易な用語の使用などによって分かりやすいものになっていることは、実際に関係局部課等での利用状況に影響を与えるものであることから、この点を評価する。

(2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…実務家以外の者にとっても分かりやすい。
- B…実務家にとっても分かりやすい。
- C…実務家にとっておおむね分かりやすい。
- D…実務家にとっても理解に時間を要する。

8 法務省関係局部課において、法令・施策の立案等の検討に利用されたか。

(1) 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が、関係局部課において法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に実際に利用されるということは、当該研究が関係局部課に役立ち得るものであることを明らかにする重要な指標であることから、この点を評価する。

(2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に大いに利用された。
- B…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に利用された。
- C…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に多少利用された。
- D…法令・施策の立案、事務運用の改善等のいずれの検討にも利用されなかった。

9 当該研究が、法務省以外で用いられたり、社会的な注目を集めたか。

(1) 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が、他省庁での施策の立案や大学での研究など法務省以外で用いられたり、新聞報道されるなどして社会的に注目されることは、間接的に法務省の施策等に影響を与えるとともに、国民の刑事政策への理解協力を得ることができ、ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから、この点を評価する。

(2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…法務省以外で複数用いられ、かつ、社会的な注目を集めた。
- B…法務省以外で複数用いられ、又は、社会的な注目を集めた。
- C…法務省以外で用いられた。
- D…法務省以外で用いられず、かつ、社会的な注目も集めなかった。

平成22年度事後評価の実施に関する計画

1. 政策名等

政策名	検察権の適正迅速な行使		
評価対象	検察権行使を支える事務の適正な運営		
施策名等	【政策体系上の位置付け：Ⅱ-4-(2)】		
施策の基本目標	検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるように検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。		
予算額	平成22年度予算額：3,154百万円		
評価実施時期	平成23年8月	所管部局	刑事局総務課企画調査室
評価方式	実績評価方式		

2. 基本目標実現のために達成すべき目標

達成目標1			
取組内容	適正な通訳人の確保のための対策として、通訳人に対する研修を実施する。		
指標	研修参加者に対するアンケート調査	目標値等	研修を有意義とする回答を90%超 (過去の実績については、別添1のとおり)

達成目標2			
取組内容	犯罪被害者等に対する対応を充実させるため、被害者支援員に対する研修を実施する。		
指標	研修参加者に対するアンケート調査	目標値等	研修を有意義とする回答を90%超 (過去の実績については、別添1のとおり)

達成目標3			
取組内容	検察活動の意義・役割を説明する広報活動を積極的に実施する。		
指標	広報活動の実施回数	目標値等	1,200回超 (過去の実績については、別添1のとおり)

3. 基本的考え方

(1) 課題・目的・必要性

最近における犯罪情勢は、殺人等の凶悪重大事件、暴力団抗争事件などの国民の平穏な日常生活を脅かす犯罪が後を絶たない一方、来日外国人による薬物大量密輸事件等、国際社会のボーダレス化に伴う犯罪の国際化も、深刻な問題となっており、我が国の治安回復は、いまだ道半ばとなっている。

また、犯罪被害者等基本法及び同基本計画に基づき、犯罪被害者の保護・支援については、今後も、種々の施策を強力に進めていくことが求められている。

上記のような情勢を背景に、検察が、「世界一安全な国」の復活（国民が安全・安心に暮らせる社会の実現）に寄与し、国民の期待にこたえていくためには、その活動が社会情勢の変化に的確に対応したものでなければならない。そこで、検察においては、社会情勢の変化を適切に把握した上で、検察運営の全般にわたる改善や、検察機能のより

一層の強化を図るための施策を推進していく必要がある。

(2) 施策の実施方法

国際化の進展に伴い、外国人が関与する事件の数は依然として高い水準で推移している（別添2参照）。また、平成17年12月に閣議決定された「犯罪被害者等基本計画」において、今後講じていくべき施策として、被害者支援員と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化が盛り込まれている。このような近年の社会情勢に対応していくため、以下の研修を実施する。

ア 外国人が関与する事件において、適正な捜査を遂行するためには正確・公正な通訳が必要不可欠であることから、全国の通訳人全体について通訳能力を高めるため、通訳人に対し研修を実施し、基本的な刑事法の知識や通訳技術を習得させる。

イ 検察庁に相談窓口を求める犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を説明するなど必要な情報が提供できるよう、被害者支援員に対し研修を実施し、必要な知識及び技能等を習得させる。

また、平成21年5月21日から「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が施行され、国民の中から選任された裁判員が裁判官と共に刑事裁判に参加する「裁判員制度」が始まった。裁判員制度の下では、検察が行う捜査・公判活動が直接国民の目に触れることになり、検察活動の意義・役割を国民に正しく伝え、その理解と協力を得ることが検察権の適正・迅速な行使にとって、これまで以上に重要になる。そこで、検察活動の意義・役割に重点を置いた説明広報を積極的に実施することとする。

(3) 基本目標と達成目標・指標との関係

基本目標を実現するため、検察を取り巻く状況を踏まえ、達成目標1から3を設定したもので、各達成目標と指標との関係は以下のとおりである。

ア 国際化の進展に伴い外国人を被疑者とする事件は依然として高い水準で推移しており、捜査手続における通訳の正確性・公平性をより一層確保することが求められている。そこで、達成目標1として「適正な通訳人の確保のための対策として、通訳人に対する研修を実施する」こととした。そして、研修の成果等を確認するために、研修参加者に対するアンケート調査結果において、「有意義であった」との回答が90パーセントを超えることを指標として設定した。

イ 「犯罪被害者等基本計画」において、犯罪被害者等に対する保護・支援体制の充実強化が求められている。そこで、達成目標2として「犯罪被害者等に対する対応を充実させるため、被害者支援員に対する研修を実施する」こととした。そして、研修の成果等を確認するために、研修参加者に対するアンケート調査結果により、「有意義であった」との回答が90パーセントを超えることを指標として設定した。

ウ 検察庁では、裁判員制度の施行後は、検察活動の意義や役割を国民に伝え、その理解と協力を得ることに重点を置いた広報活動を推進してきたが、検察権の適正・迅速な行使のためには、そうした広報活動は今後も重要となる。そこで、達成目標3として「検察活動の意義・役割を説明する広報活動を積極的に実施する」こととし、同広報活動の実施回数が1,200回を超えることを指標として設定した。

なお、ここ数年の同広報活動の実施回数（年間平均）が約1,000回であることから、これを参考に目標値を1,200回と設定した。

4. 関係する法令、施政方針演説等（主なもの）

○ 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第19条

○ 犯罪被害者等基本計画（平成17年12月27日閣議決定）

V－第2－3－（1）－イ 職員等に対する研修の充実等

「法務省において、検察官、検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施、犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣、矯正施設職員に対する犯罪被害者団体等の関係者を招へいしての講義等の実施、更生保

護官署職員に対する被害者支援の実務家等による講義，地方検察庁に配置されている被害者支援員を対象とする研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義・講演及び討議の実施など，職員が犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り，職員の対応の改善を進める。」

- 犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008（平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定）

第3-4-⑤ 国際組織犯罪に対する捜査体制の整備

「国際的な犯罪に的確に対処するため，通訳・翻訳担当職員の育成強化，有能な民間通訳人の確保等，国際組織犯罪対策の推進に必要な態勢を整備する。」

5. 備考

別添1

- 達成目標1「適正な通訳人の確保のための対策として、通訳人に対する研修を実施する。」の過去のアンケート調査内容について

(目標値：90%超)

指 標	平成20年度	平成21年度
有意義とする回答の割合	95.4%	92%
有意義とする回答数 ※	252	46
アンケート回答者数	44	50
参加人数	49	50

※ 平成20年度においては、通訳人に対する研修で実施された6コマの講義等の内容について、それぞれ「5」から「1」の5段階で回答を求める方式でアンケート調査を行っており、その結果を集計する際は、「3」以上の回答を有意義として整理した。本アンケートについてはセミナー参加者49人中44人から回答を得て、全6コマに対する回答数の合計が264、うち有意義とする回答数が252となり、有意義とする回答の割合が95.4%であった。

これに対し、平成21年度においては、通訳人セミナー全体について、「3」を「有意義であった」、「2」を「どちらとも言えない」、「1」を「有意義ではない」とする3段階で回答を求める方式でアンケート調査を行い、セミナー参加者50人全員から回答を得て、うち有意義とする回答数が46となり、有意義とする回答の割合が92.0%であった。

- 達成目標2「犯罪被害者等に対する対応を充実させるため、被害者支援員に対する研修を実施する。」の過去のアンケート調査内容について

(目標値：90%超)

指 標	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
有意義とする回答の割合	97.1%	94.4%	91.4%	94.3%	95.5%
有意義とする回答数	68	67	64	66	63
アンケート回答者数	70	71	70	70	66
参加人数	70	71	71	70	66

- 達成目標3「検察活動の意義・役割を説明する広報活動を積極的に実施する。」の過去の広報活動の実施回数について

(目標値：1,200回超)

指 標	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
広報活動の実施回数	667回	717回	828回	1,087回	1,339回

別添 2

○ 過去10年間の来日外国人犯罪の検挙件数の推移

H12～H16	H12	H13	H14	H15	H16
検挙件数	30,971	27,763	34,746	40,615	47,128
H17～H21	H17	H18	H19	H20	H21
検挙件数	47,865	40,128	35,782	31,252	27,836

※ 過去10年間の来日外国人犯罪の検挙件数の推移については、平成17年をピークとして減少しているものの、来日外国人犯罪が顕著に増加する直前の平成2年の検挙件数は6,345件であり、平成21年の検挙件数はその約4.4倍となっていることから、依然として外国人が関与する事件の数は高い水準にあるといえる（警察庁作成「来日外国人犯罪の検挙状況」による）。

平成22年度事後評価の実施に関する計画

1. 政策名等

政策名	矯正処遇の適正な実施		
評価対象	矯正施設 ^{*1} の適正な運営に必要な民間開放の推進		
施策名等	【政策体系上の位置付け：Ⅱ－5－（3）】		
施策の基本目標	過剰収容に伴い増加する業務量に適切に対応し、かつ、矯正処遇の充実を図るために民間委託 ^{*2} を推進することとし、増員幅を抑制しつつ必要な要員を確保する。		
予算（案）額	平成22年度予算額：14,667百万円		
評価実施時期	平成23年8月	所管部局	矯正局成人矯正課
評価方式	実績評価方式		

2. 基本目標実現のために達成すべき目標

達成目標			
取組内容	既存の民間委託の取組に加え、被収容者の性質等に留意しながら民間開放を推進し、民間のノウハウやアイデアを活用した矯正処遇について更に充実させるとともに、運営コストの削減を図る。		
指標 1	民間の創意工夫による再犯防止を踏まえた矯正処遇の充実	目標値等	新たな職業訓練及び改善指導プログラムの項目数の増加：4項目以上
指標 2	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（以下「公共サービス改革法」という。）に基づく民間委託対象刑事施設における運営経費の削減	目標値等	国が実施した場合に想定される必要経費と比較して削減

3. 基本的考え方

（1）課題・目的・必要性

刑事施設^{*3}においては、依然として過剰・高率収容の状態が続き、職員の負担が著しく増加していることから、被収容者に対する適正な矯正処遇の水準を維持するため、必要な要員の確保が喫緊の課題とされている。

このような中、「国の行政機関の定員の純減について」（平成18年6月30日閣議決定）において、刑事施設に関しては、あらゆる手法を用いて民間委託の拡大を図ることなどにより、増員幅の抑制に努める旨が定められた。これを受けて、新設の刑務所においてはPFI手法や構造改革特区制度^{*4}などを活用し、その推進に努めてきたところ、既存の施設における更なる民間委託の拡充が不可欠となっている。

一方で、「経済財政改革の基本方針2008について」（平成20年6月27日閣議決定）において、再犯防止の観点から民間企業の協力を図りつつ、矯正施設における処遇を充実させることが定められるなど、再犯防止に向けて受刑者の職業訓練や改善指導などに民間のノウハウやアイデアを活用することも求められている。

（2）施策の実施方法

これらの目的を達成する一方策として、公共サービス改革法に特例を設けることによって、現在行われている刑事施設運営業務の民間委託に加え、公権力の行使に関わる業務の一部についても民間委託を行うことを可能とし、平成21年度において、刑事施設の

一部を対象に民間競争入札を実施して、平成22年度から事業を行うこととした。

これにより、被収容者に対し実施する職業訓練や改善指導等の矯正処遇に民間の創意工夫が発揮されるとともに、過重な刑務官の負担を軽減し、全体として刑事施設における被収容者の処遇の質を向上させることが期待できる。

平成22年度から実施する公共サービス改革法に基づく民間委託は、新しい枠組みである上、再犯防止など治安維持の根幹に関わる業務であることから、その導入に当たっては、より慎重に問題点・効果等を検証する必要があるため、一定の事業規模を確保しつつ、複数の施設において試行的に導入することとした。

公共サービス改革法に基づく民間委託対象刑事施設としては、被収容者の属性や施設構造等を勘案し、民間の創意工夫を効果的に反映することが可能と思われるA指標^{*5}の施設として黒羽刑務所及び静岡刑務所を選定した。また、依然として過剰収容状態が継続し、職員負担が過重となっている女子施設への民間委託の導入による効果検証を行うため、笠松刑務所を選定した。

平成22年度においては、落札した事業者と速やかに契約を締結し、民間委託する業務の詳細について官民で協議を行い、民間の新しいノウハウやアイデアを最大限引き出すこととする。その上で、業務計画書を策定し、施設の運営に支障を生じさせることなく、円滑に業務を実施することにより、矯正処遇の充実を図るとともに民間委託によって施設運営全体がより効率的に運営されるよう、官民の協働体制を構築することとする。

なお、本件民間委託の実施事業者選定に当たっては、業務の質を確保し、かつ、民間事業者の創意工夫を活用するため、入札価格に加え、業務提案を評価の対象とする総合評価落札方式^{*6}を採用している。

(3) 基本目標と達成目標・指標との関係

基本目標を達成するため、刑事施設の運営に関する業務を民間委託することにより、民間のノウハウやアイデアを活用した矯正処遇を充実させること及び運営コストを削減することを達成目標とした。

すなわち、再犯防止に対する大きな社会的ニーズに対し、これまで国だけでは実施し得なかった、民間の新しいノウハウやアイデアを活用した職業訓練や改善指導を実施する。これにより、対象3施設における再犯防止策を踏まえた矯正処遇の充実を図ることを指標1とし、新たな職業訓練及び改善指導プログラムの項目数について、既存刑事施設の施設・設備上の制約を踏まえつつ、各施設の収容定員を勘案し、黒羽刑務所で2項目、静岡及び笠松刑務所で1項目ずつ、合計4項目以上増加させることを目標とした。

さらに、公共サービス改革法の趣旨として、「公共サービスの質の向上及び経費の削減を図る」ことが求められている。そこで、公共サービス改革法に基づく民間委託対象刑事施設において、平成22年度に実施する業務につき、国が全て実施した場合の必要経費を想定し、民間委託により運営コストを削減することを指標2とし、必要経費を削減することを目標とした。

4. 関係する法令、施政方針演説等（主なもの）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）

構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）

構造改革特区基本方針（平成15年1月24日閣議決定）

公共サービス改革基本方針（平成20年12月19日閣議決定）

国の行政機関の定員の純減について（平成18年6月30日閣議決定）

経済財政改革の基本方針2008について（平成20年6月27日閣議決定）

5. 備考

(事業開始に至る経緯)

P F I手法を活用した刑事施設の運営については、構造改革特別区域法に特例措置を設けることによって、地域を限定し、公権力の行使に係わる施設の警備や被収容者の処遇の一部について民間への委託を可能とし、民間委託業務範囲を拡大して実施していた。その後、構造改革特区基本方針に基づき、これらの運営状況について検証がなされ、刑事施設の運営経費の削減とともに、刑務官の過重な負担を軽減し、民間事業者の創意工夫により、受刑者の矯正処遇の質の向上が期待できるとして、当該特例措置について地域の限定を外して展開していくことが適当とされた。

その方策として、公共サービス改革法に特例を設けることとし、「構造改革特別区域法及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律」が制定され、平成21年5月1日に施行された。これにより、構造改革特別区域法における特例措置として認められていた公権力の行使に係わる業務の一部についても、法律上は全国展開が可能となった。

この具体的な実施内容については、公共サービス改革基本方針（平成20年12月19日閣議決定）において、「刑事施設の運営業務については、委託業務の内容、被収容者の性質等を勘案して対象とする刑事施設を選定することとし、平成21年度中に刑事施設の一部を対象に民間競争入札を実施し、平成22年度から落札者による事業を実施する」旨の記載がなされている。

※1 「矯正施設」

刑務所，少年刑務所，拘置所，少年院，少年鑑別所及び婦人補導院を総称する言葉。

※2 「民間委託」

「民間委託」とは、刑事施設の運営に係る業務の民間委託のほか、P F I手法を活用した施設整備の推進についても含んだものである（「P F I」とは、公共施設等の建設，維持管理，運営等を民間の資金，経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のことであり，民間委託の手法の一つ。Private Finance Initiativeの略。）。

※3 「刑事施設」

刑務所，少年刑務所及び拘置所を総称する言葉。

※4 「構造改革特区制度」

地域の特性を活かし，特定の区域内において規制の特例措置を適用することにより，当該地域の活性化を促進するための制度。

※5 「A指標」

受刑者について，同一の刑事施設等において収容することができる犯罪傾向の進捗を示す指標であり，犯罪傾向の進んでいない者の指標。犯罪傾向が進んでいる者の指標は「B指標」。

※6 「総合評価落札方式」

「価格」と「価格以外の要素」を総合的に評価する落札方式であり，具体的には入札者が示す価格と入札参加者の提案内容を総合的に評価し，落札者を決定する落札方式。

平成22年度事後評価の実施に関する計画

1. 政策名等

政策名	更生保護活動の適切な実施		
評価対象	保護観察対象者等の改善更生		
施策名等	【政策体系上の位置付け：Ⅱ－6－（1）】		
施策の基本目標	更生保護活動を通じて、保護観察対象者等の改善更生を図る。		
予算（案）額	平成22年度予算額：11,155百万円		
評価実施時期	平成23年8月	所管部局	保護局観察課，更生保護振興課
評価方式	実績評価方式		

2. 基本目標実現のために達成すべき目標

達成目標1			
取組内容	保護観察対象者に対する処遇の充実強化を図る。		
指標1	性犯罪者処遇プログラム受講者の受講前後の問題性の変化	目標値等	プログラム受講者の問題性（評点の平均* ¹ ）が低下すること
指標2	保護観察終了者に占める無職者の割合	目標値等	対前年減 （過去の実績については、別添のとおり）
指標3	社会参加活動参加者を対象とする有益性に関する調査	目標値等	処遇効果が確認できた参加者の割合が80%超
参考指標1	性犯罪者処遇プログラム受講者数及び受講者中の再犯者数		
参考指標2	協力雇用主の数		

達成目標2

取組内容	更生保護施設の積極的な活用を通じ、保護観察対象者等の自立更生を促進する。		
指標1	全更生保護施設の保護率（年間の収容保護人員／年間の収容可能人員）	目標値等	対前年度増 （平成17年度：75.1%） （平成18年度：75.7%） （平成19年度：74.6%） （平成20年度：75.0%） （平成21年度：75.4%）
指標2	更生保護施設における専門的自立促進プログラム（SST，酒害・薬害教育等）の年間実施延べ人数	目標値等	対前年度増 （平成17年度：6,458人） （平成18年度：7,885人） （平成19年度：7,927人） （平成20年度：7,954人） （平成21年度：8,390人）

3. 基本的考え方

(1) 課題・目的・必要性

近年、保護観察対象者等（保護観察及び更生緊急保護^{*2}の対象者をいう。）の中で、複雑かつ深刻な問題性を抱え、又は就労が確保できない等のため、改善更生に困難を伴う者の割合が増加している。このような保護観察対象者等の再犯を防ぎ、改善更生を促進することは喫緊の課題であり、更生保護活動を通じ、こうした保護観察対象者等の改善更生を図ることが重要である。そのためには、個々の問題性に応じた専門的な処遇を実施することなどにより保護観察処遇を充実強化することが必要である。

また、自力での改善更生が困難な保護観察対象者等については、更生保護施設をより積極的に活用することで、その自立更生を促進する施策を実施していく必要がある。

(2) 施策の実施方法

ア 保護観察対象者の犯罪的傾向の改善等に資するため、性犯罪保護観察対象者に対しては性犯罪者処遇プログラム^{*3}を、全国の保護観察所において実施する。また、地域の経済団体、企業等の協力を得るなどして、保護観察対象者等に対する就労支援の必要性について理解を得ること等に努める。これにより、保護観察対象者等の雇用に積極的に協力する民間事業者である協力雇用主の拡大を図るなどして、保護観察対象者等の就労を確保する。更に、保護観察対象少年の人格的な成長を促し、規範意識を高めること等を図ることを目的とする清掃活動や福祉施設における介護活動等のボランティア等の社会参加活動を一層増進し、これらの取組により保護観察対象者に対する処遇の充実強化を図る。

イ 更生保護施設に対する保護観察対象者等の保護の委託を増加させるとともに、保護観察所が、SST（Social Skills Training：社会生活技能訓練）や酒害・薬害教育等の専門的自立促進プログラムの実施を更生保護施設に働き掛けるなどして、その積極的な活用を図る。

(3) 基本目標と達成目標・指標との関係

ア 基本目標を達成するためには、保護観察処遇の充実強化を図ることが基本となることから、これを達成目標1とし、その達成度合いについては、上記(2)の施策に係る3つの指標を設定して測定することとした。まず、性犯罪者処遇プログラムについては、同プログラム受講者が抱える問題性（性犯罪リスク要因）がどのように変化（低下）したかという指標を設定することによって、当該受講者の性犯罪に係る問題性の低下について把握することが重要であると考えられる。そこで、指標として、「性犯罪者処遇プログラム受講者の受講前後の問題性の変化」を設定した。なお、前記「問題性」の評定に当たっては、性犯罪リスク要因に関する複数の評価項目を設定し、受講前後に係る各項目の問題性の程度を点数化（0点ないし2点）した上で、各項目を合計することとなる。また、参考指標として「性犯罪者処遇プログラム受講者数及び受講者中の再犯者数」を設定した。

次に、無職者の再犯率が有職者に比べ高水準であることを踏まえ、指標として、「保護観察終了者に占める無職者の割合」を設定し、これを対前年減とすることを目標値とするとともに、保護観察対象者等の就労の確保に大きな役割を果たしている「協力雇用主の数」を参考指標とした。

さらに、社会参加活動については、自己有用感や達成感の獲得、社会性や規範意識の醸成等の処遇効果を確認するため、社会参加活動の参加者を対象とする有益性に関する調査として、活動参加後にこれらの処遇効果に関する質問項目を設定した調査票の回答を求め、これにより処遇効果を確認できた参加者の割合が80パーセントを超えることを指標として設定した。

イ 基本目標を達成するためには、頼るべき親族がいない等の理由により自力での改善更生が困難な保護観察対象者等に対する措置を講ずる必要があるため、このような者を保護する「更生保護施設の積極的な活用を通じ、保護観察対象者等の自立更生を促進する」ことを達成目標とした。その達成には、全更生保護施設の年間の収容可能人

員に応じた積極的な収容保護がなされるとともに、自立更生の促進に有効と考えられる専門的自立促進プログラムについても積極的に実施されることが必要と考えられる。そこで、指標として、「全更生保護施設の保護率」、「更生保護施設における専門的自立促進プログラム（SST、酒害・薬害教育等）の年間延べ人数」を設定した。

4. 関係する法令、施政方針演説等（主なもの）

- 「更生保護法」（平成19年法律第88号）
- 「犯罪から子どもを守るための対策」（平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定）
保護観察所においては、平成18年度から導入した性犯罪をした仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に対する処遇プログラムの充実を図るなど、性犯罪者に対する保護観察を充実強化している。
- 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」（平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定）
 - 第2-2-④ 刑務所出所者等の就労先の確保
「地域全体で協力雇用主の拡大を推進する都道府県刑務所出所者等就労支援推進協議会の設置・活用により、地域の経済団体等と連携して刑務所出所者等を雇用する企業を支援する仕組みを整備するなど、製造業や商業に加え、農業等も含めた幅広い産業分野における就労先の確保と円滑な雇用を促進する。」
 - 第2-2-⑧ 保護観察における処遇の充実強化
「処遇に特段の配慮を要する保護観察対象者に対する保護観察官の直接処遇の実施や直接的関与の強化及び保護観察における特定の犯罪的傾向の改善を目的とする各種処遇プログラムの充実により、再犯防止対策を推進する。」

5. 備考

※1 「プログラム受講者の問題性（評点）」

性犯罪に結び付く問題性（性に関する誤った考え方、再び性犯罪をしないための動機付けや具体的計画の不足等）を点数化して評価するものであり、問題性が大きいほど高得点となる。

※2 「更生緊急保護」

刑期満了により刑務所から釈放された者等からの申出に応じ、これらの者が親族の援助や公共の福祉機関等の保護を受けることができないか、これらだけでは改善更生することができないと認められる場合に、保護観察所において、緊急に、宿泊場所の供与や就労支援等の保護を行うものである。

※3 「性犯罪保護観察対象者に対する性犯罪者処遇プログラム」

性犯罪により刑を言い渡された仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に対し、保護観察官との個別又は集団面接方法により、認知行動療法（問題行動の原因となる自らの認知の誤りやゆがみ、行動面における問題、情緒面における問題に気付かせ、これを修正させることによって、問題行動自体を変容、改善させようとする心理療法）の理論を基礎とした処遇プログラムを実施することにより、当該仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に、性犯罪に結び付く要因を認識させ、再犯防止に向けた動機付け等の指導を実施するものである。

○ 保護観察終了者に占める無職者（※）の割合及び無職者数

（※ 定収入のある者，学生・生徒，家事従事者を除く。）

（目標値：対前年減）

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
全体	22.3% (10,532人)	21.4% (9,622人)	20.0% (8,561人)	19.8% (8,104人)	23.7% (9,316人)
保護観察処分少年	12.9% (2,787人)	12.6% (2,551人)	11.0% (2,055人)	10.6% (1,862人)	12.9% (2,149人)
少年院仮退院者	23.3% (1,230人)	22.7% (1,102人)	18.7% (830人)	20.3% (803人)	22.6% (878人)
仮釈放者	29.3% (4,575人)	27.5% (4,171人)	26.5% (4,011人)	26.3% (3,936人)	32.4% (4,653人)
保護観察付執行猶予者	40.6% (1,940人)	38.6% (1,798人)	37.6% (1,665人)	34.5% (1,503人)	38.1% (1,636人)

（保護統計年報による。）

（注1）表中上段は無職者の割合，下段は無職者数を示す。

（注2）保護観察終了時の職業が不詳の者を除く。

平成22年度事後評価の実施に関する計画

1. 政策名等

政策名	更生保護活動の適切な実施		
評価対象	医療観察対象者の社会復帰		
施策名等	【政策体系上の位置付け：Ⅱ-6-(2)】		
施策の基本目標	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対する地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保し、医療観察対象者の社会復帰の促進を図る。		
予算(案)額	平成22年度予算額：240百万円		
評価実施時期	平成23年8月	所管部局	保護局総務課
評価方式	実績評価方式		

2. 基本目標実現のために達成すべき目標

達成目標			
取組内容	関係機関相互間の連携確保により、地域社会における処遇を充実強化する。		
指標	保護観察所長の申立てによる 処遇終了決定件数	目標値等	対前年増 (平成18年：2件) (平成19年：17件) (平成20年：37件) (平成21年：50件)
参考指標	地域社会における処遇に携わる関係機関による会議(ケア会議)の開催回数		

3. 基本的考え方

(1) 課題・目的・必要性

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成17年7月施行。以下「医療観察法」という。)は、心神喪失又は心神耗弱の状態で、殺人、放火等の重大な他害行為を行った者を対象としている。そして、このような対象者に対して、継続的かつ適切な医療を確保して病状の改善を図り、同様の行為の再発を防止しつつ、円滑な社会復帰を促進することを目的としている。

従来、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った精神障害者については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条に基づく措置入院制度*等により、その処遇が行われてきたところである。しかし、退院後の通院医療を確実に継続させるための実効性ある仕組みがないことや、措置入院の実施主体が都道府県等であり、地方公共団体の枠を越えた連携確保が困難であることなどが、問題点として指摘されていた。

医療観察法による新たな処遇制度は、複数の関係機関相互間の連携により、医療観察対象者の円滑な社会復帰を促進しようとするもので、国の機関である保護観察所が、医療機関はもとより、地域で精神障害者の社会復帰のための援助業務を担っている精神保健福祉機関との連携を確保しつつ、地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保することが必要とされている。

(2) 施策の実施方法

ア 医療観察法による地域社会における処遇は、①指定通院医療機関による継続的かつ適切な「医療」の提供、②保護観察所による「精神保健観察」の実施、③都道府県・市町村等による必要な精神保健福祉サービス等の「援助」の提供の3本柱から構成される。保護観察所は、医療観察対象者の社会復帰の促進を図るため、それぞれの処遇

の実施主体となる関係機関相互間の連携確保に努めることとしている。

イ 関係機関相互間の連携の確保とは、具体的には、個々の医療観察対象者に関する情報の共有や処遇方針の統一、役割分担の明確化を図ること等である。これらにより、各関係機関が協力して、医療観察対象者の病状等の変化や新たなニーズに適時適切に対応し、効果的な処遇を行うことが可能となる。

そこで、保護観察所が関係機関相互間の連携を確保するための制度的枠組みとして「ケア会議」が設けられている。ケア会議は、個々の医療観察対象者について、保護観察所が地域社会における処遇に携わる指定通院医療機関、精神保健福祉機関等の担当者の出席を得て開催する。ケア会議では、地域社会における処遇の実施計画に係る協議のほか、各関係機関による処遇の実施状況、医療観察対象者の生活状況等の必要な情報の共有、処遇の実施計画の見直し等についての検討が行われる。保護観察所は、ケア会議を積極的に開催するなどして、関係機関相互間の緊密な連携を確保し、地域社会における処遇の充実強化を図ることとしている。

(3) 基本目標と達成目標・指標との関係

基本目標を達成するためには、関係機関相互間の連携を確保し、これにより地域社会における処遇の充実強化を図ることが必要であることから、これを達成目標とした。

医療観察対象者に対する地域社会における処遇の期間は3年間（裁判所の決定により5年間まで延長可）とされている（医療観察法第44条）。しかし、地域社会における処遇が充実強化され、社会復帰の促進が図られることにより、定められた期間よりも早期に、医療観察法による医療の必要があると認めることができなくなった場合には、裁判所は、保護観察所の長等の申立てにより、処遇終了決定をすることとされている。そこで、達成度合いについては、社会復帰の促進が図られ定められた期間より早期に医療観察法による処遇を終了することができたかを確認することとし、「保護観察所の長の申立てによる処遇終了決定件数」を指標として設定し、対前年増を目標値とした。また、関係機関相互間の緊密な連携確保による地域社会における処遇の充実強化を図るための具体的な仕組みである「ケア会議」の活用状況を確認するため、その開催回数を参考指標として設定した。

なお、医療観察法施行後、平成21年12月末までに地域社会における処遇の対象となった件数は667件、処遇期間の満了を含め地域社会における処遇が終了した件数は202件である。

4. 関係する法令、施政方針演説等（主なもの）

- 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）

5. 備考

※「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく措置入院制度」

「ただちに入院させなければ、精神障害のために自身を傷つけ、または他人を害するおそれがある」と、2人の精神保健指定医の診察が一致した場合、都道府県知事又は政令指定都市市長がその者を精神科病院である指定病院等に入院させることができる制度。警察官、検察官、保護観察所長、矯正施設長に、上記の疑いがある者についての通報義務がある。

平成22年度事後評価の実施に関する計画

1. 政策名等

政策名	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施		
評価対象施策名等	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施 【政策体系上の位置付け：Ⅱ－7－（1）】		
施策の基本目標	破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。		
予算額	平成22年度予算額：2,323百万円		
評価実施時期	平成23年8月	所管部局	公安調査庁総務部総務課
評価方式	実績評価方式		

2. 基本目標実現のために達成すべき目標

達成目標1			
取組内容	オウム真理教の活動状況を明らかにし、国民の不安感の解消・緩和を含む公共の安全の確保に寄与するため、オウム真理教に対する観察処分を適正かつ厳格に実施する。		
指標1	活動状況及び危険性の解明 (立入検査の実施回数等)	目標値等	—
指標2	関係地方公共団体の長からの調査結果提供請求への対応状況(所要日数)	目標値等	所要日数を過去5年間の平均所要日数(40.0日)より短縮(過去の実績については、別添のとおり)

達成目標2			
取組内容	公共の安全の確保に寄与するため、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供する。また、情報収集及び分析・評価能力を向上させる。		
指標1	提供情報の正確性、適時性、迅速性	目標値等	—
指標2	ホームページへのアクセス件数	目標値等	10万件以上 (過去の実績については、別添のとおり)
指標3	カウンターインテリジェンス啓発研修への参加者に対するアンケート結果	目標値等	研修の有効性を認める旨の研修参加者の回答が90%以上 (過去の実績については、別添のとおり)

3. 基本的考え方

(1) 課題・目的・必要性

オウム真理教(以下「教団」という。)は、依然として麻原彰晃こと松本智津夫(以下「麻原」という。)の影響下にあり、現在も無差別大量殺人行為に関する危険な要素を保持していることから、その活動状況を継続的に明らかにする必要があるほか、多くの国民が今なお教団に対する不安感を抱いている。

また、国際テロや北朝鮮に関する諸問題等が、我が国の公共の安全の確保にとって重大な懸案事項となっている情勢において、我が国の公共の安全を確保するためには、確度の高い情報を適時に入手する必要がある。

については、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、教団に対する国民の不安感を解消・緩和するとともに、公共の安全の確保を図ることを目的とする。

(2) 施策の実施方法

ア 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(以下「団体規制法」という。)

第5条に基づく教団に対する観察処分^{*1}を適正かつ厳格に実施する。具体的には、教団に対する調査を、全国的かつ組織的に展開するほか、特に必要があると認められるときには公安調査官による立入検査を行う。また、国民の不安感の解消・緩和のため、関係地方公共団体の長からの調査結果提供請求に対して、迅速かつ適切に対応する。

イ 公安調査庁は、内閣情報会議、合同情報会議及びその他政府の重要案件に関する会議の構成員として情報貢献が求められている。加えて、「官邸における情報機能の強化の方針」(平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定)では、公安調査庁について「我が国及び国民の安全・安心を確保するため、北朝鮮、国際テロ、大量破壊兵器拡散等の問題に関する情報収集能力を更に強化する」とされている。また、「カウンターインテリジェンス^{*2}機能の強化に関する基本方針」(平成19年8月カウンターインテリジェンス推進会議決定)に基づく各種施策の実施に伴い、カウンターインテリジェンス関連情報の収集についても更に強化する必要がある。

さらに、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」(平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定)では、テロ、カウンターインテリジェンス、大量破壊兵器拡散、北朝鮮による拉致容疑事案に関する情報収集・分析機能の強化に加え、サイバーテロ・サイバーインテリジェンス^{*3}についても、攻撃主体・方法などに関する情報収集・分析を継続的に実施することが求められている。

そこで、破壊活動防止法第27条並びに団体規制法第5条、第7条及び第29条に基づく破壊的団体等の規制に関する調査の過程において、より確度の高い情報を入手するため、情報ニーズを適切に把握した上で、

- ・ 情報収集及び分析・評価能力の向上
- ・ 情勢の変化に応じて特別調査体制を敷くなど、時々の優先すべき課題に沿った柔軟な対応
- ・ 外国関係機関等との連携強化

等を行う。また、上記調査の過程で得られる情報については、「内外情勢の回顧と展望」を始めとする各種資料を作成し、必要に応じて適時適切に官邸を始め関係機関に提供する。そのほか、内外の公安情勢に関する情報の一部については、引き続き、ホームページに掲載して国民に情報提供する。

(3) 基本目標と達成目標・指標との関係

基本目標を達成するためには、

ア 達成目標1としているオウム真理教に対する観察処分を適正かつ厳格に実施することにより、教団の活動状況を明らかにし、国民の不安感の解消・緩和に資すること

イ 達成目標2としている破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供することにより、北朝鮮問題や国際テロ等我が国の公共の安全の確保にとっての重大な懸案事項に係る政府の政策遂行に寄与すること

が必要となる。

達成目標1の達成度合いについては、教団の活動状況や危険性についてどの程度解明したか、立入検査をどの程度実施したか等について総合的に分析することが適当である。

そこで、指標1として「活動状況及び危険性の解明（立入検査の実施回数等）」を設定した。具体的には、立入検査回数、施設数、動員した公安調査官数及び立入検査等により判明した事項から、教団の活動状況（組織及び活動の実態）及び危険性（麻原の影響力、危険な綱領の保持等）の解明の度合いを評価する。また、関係地方公共団体の長からの調査結果提供請求に対し、当庁が可能な限り迅速に対応することは、国民の不安感の解消・緩和に資すると考えられる。そこで、指標2として「関係地方公共団体の長からの調査結果提供請求への対応状況（所要日数）」を設定し、請求から提供までの所要日数を、過去5年間の平均所要日数（40.0日）より短縮することを目標値とした。

なお、提供状況の取りまとめに要する日数等は、請求の内容及び提供量によって異なり、平均所要日数が大幅に増加した年もあったことから、前年度（単年度）との比較ではなく、複数年度の平均値との比較がより適切な基準になると考えられる。そのため、目標値を前年度ではなく、過去5年間の平均所要日数より短縮することとした。

達成目標2の達成度合いについては、我が国の公共の安全を確保する上で早急に把握・解明すべき重要課題が多数存在する状況の中、その時々々の情報ニーズに応じた情報を正確性、適時性、迅速性をもって関係機関及び国民に対し提供できたかどうかを測ることが適当である。そこで、指標1として「提供情報の正確性、適時性、迅速性」を設定した。具体的には、情報提供の実施実績等を分析し、提供情報の正確性、適時性、迅速性の度合いを評価する。また、国民に対する情報提供の状況を確認するため指標2として「ホームページへのアクセス件数」を設定し、アクセス件数10万件以上を目標値とした。さらに、情報収集及び分析・評価能力向上のための態勢強化の取組状況について確認する。また、右取組の一環として行っている「カウンターインテリジェンス啓発研修」につき、指標3として「カウンターインテリジェンス啓発研修への参加者に対するアンケート結果」を設定した。具体的には、研修参加者に対するアンケート調査結果（5段階評価）において、上位2段階の評価である「参考になった」及び「ある程度参考になった」との研修の有効性を認める回答が90パーセント以上となることを目標値とした。

4. 関係する法令、施政方針演説等（主なもの）

- 公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号）第3条
- 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第27条
- 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条、第7条、第29条
- テロの未然防止に関する行動計画（平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）
 - 第3－6－⑩ 関係機関が一体となったテロ関連情報の収集の強化等
- 第164回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成18年1月20日）
 - 「テロの未然防止を図るため、情報の収集・分析、重要施設や公共交通機関の警戒警備等の対策を徹底いたします。」
- カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針（概要）（平成19年8月カウンターインテリジェンス推進会議決定）
 - 「カウンターインテリジェンスに関する情報の収集・共有、カウンターインテリジェンス意識の啓発、事案対処、管理責任体制の構築について、政府統一的に取り組むものとする。」
- 第169回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成20年1月18日）
 - 「テロとの闘いや大量破壊兵器の不拡散問題に積極的に取り組みます。」
- 官邸における情報機能の強化の方針（平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定）
 - 2－（2）－① 対外的情報収集機能の強化
 - 「国際テロ、大量破壊兵器拡散、北朝鮮等の問題に関する情報は、我が国の安全保障又は国民の安全に直接かかわるところであり、その収集は喫緊の課題であって、これら

の国や組織の意図を把握する必要性は増大している。」

2－(2)－② その他の情報収集機能の強化

「我が国及び国民の安全・安心を確保するため、北朝鮮、国際テロ、大量破壊兵器拡散等の問題に関する情報収集能力を更に強化する。(公安調査庁)」

- 犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008（平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定）

第6 テロの脅威等への対処

- 4－① テロの未然防止に向けた国内外における情報収集・分析機能の強化
- 4－② カウンターインテリジェンス機能の強化
- 6－① サイバーテロ・サイバーインテリジェンスに関する対策の強化
- 7－① 大量破壊兵器及び関連物資・技術等の拡散防止に向けた体制の強化等
- 8－② 拉致容疑事案等への対応強化のための情報収集・分析機能の強化

- 第174国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成22年1月29日）

「拉致問題については、新たに設置した拉致問題対策本部のもと、すべての拉致被害者の一日も早い帰国を実現すべく、政府の総力を挙げて最大限の努力を尽くしてまいります。」

- 情報セキュリティ2010（平成22年7月22日情報セキュリティ政策会議決定）

Ⅱ－1－(1)－サイバーテロへの対処に係る国際連携の強化－ウ）サイバーテロに関する諸外国関係機関との連携の強化

「サイバーテロへの対策を強化するため、諸外国関係機関との情報交換等国際的な連携を強化するなどして、攻撃主体・方法等に関する情報収集・分析を継続的に実施する。」

Ⅱ－1－(2)－対処に資する情報の収集・分析・共有体制の強化－エ）サイバーテロの予兆の早期把握と情報収集・分析の強化

「サイバーテロへの対策を強化するため、サイバー空間におけるテロの予兆等の早期把握を可能とする態勢を整備し、攻撃主体・方法等に関する情報収集・分析を継続的に実施する。」

5. 備考

※1 「観察処分」

過去に無差別大量殺人行為を行った団体が現在も危険な要素を保持している場合に、当該団体の活動状況を継続して明らかにするために行う処分である。「観察処分」の内容は、①公安調査庁長官が当該団体から一定の事項について定期の報告を受けること（報告徴取、団体規制法第5条第2項、第3項及び第5項）、②当該団体の活動状況を明らかにするために公安調査官に必要な調査をさせること（任意調査、同法第7条第1項）、③当該団体の活動状況を明らかにするために特に必要があると認められるときに、団体が所有又は管理する土地又は建物に立ち入って、必要な物件を検査すること（立入検査、同法第7条第2項）である。観察処分に基づく調査結果については、関係地方公共団体の長に対して提供することができる旨同法第32条に規定されている。

※2 「カウンターインテリジェンス」

外国による諜報活動を阻止し、情報漏えいその他の国益を害する事態を予防する活動をいう。

※3 「サイバーインテリジェンス」

サイバー空間における諜報活動をいう。

別 添

【達成目標1関連】

指標2に関する過去の実績

○ 過去5か年における関係地方公共団体からの情報提供請求に対する対応状況

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平均値
請求を行った関係地方公共団体数	18	16	17	22	18	18.2
提供回数	47	48	46	53	49	48.6
平均所要日数	37.8	37.5	56.1	38.8	30.1	40.0

【達成目標2関連】

指標2に関する過去の実績

○ ホームページアクセス件数

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
アクセス件数	155,752	105,507	133,722

指標3に関する過去の実績

○ カウンターインテリジェンスに関する研修員に対するアンケート結果
(研修全般の内容について)

	平成20年度	平成21年度	
回答区分	割合	割合	主な感想
意識が向上した	95%	97%	カウンターインテリジェンス意識が向上し有効
意識は変わらなかった	5%	3%	以前からカウンターインテリジェンスについて承知していた

※平成20年度及び平成21年度におけるアンケートにおける回答用選択肢は2項目のみであったが、平成22年度以降は、参考になったかどうかを5項目(「参考になった」「ある程度参考になった」「どちらともいえない」「あまり参考にならなかった」「参考にならなかった」)で評価するアンケートを予定している。

平成22年度事後評価の実施に関する計画

1. 政策名等

政策名	国民の財産や身分関係の保護		
評価対象	債権管理回収業の審査監督		
施策名等	【政策体系上の位置付け：Ⅲ－9－（3）】		
施策の基本目標	債権回収会社について必要な規制を行うことにより、債権管理回収行為等の適正を図る。		
予算額	平成22年度予算額：11百万円		
評価実施時期	平成23年8月	所管部局	大臣官房司法法制部審査監督課
評価方式	実績評価方式		

2. 基本目標実現のために達成すべき目標

達成目標1			
取組内容	債権回収会社の業務の適正な運営を確保するために、債権回収会社に対する立入検査の実施率の向上を図る。		
指標	債権回収会社に対する立入検査実施状況（実施率＝実施会社数÷営業会社数×100）	目標値等	対前年度比増 （平成17年度：37.9%） （平成18年度：37.6%） （平成19年度：40.0%） （平成20年度：35.6%） （平成21年度：41.6%）
参考指標	債権回収会社に対する立入検査事業所数		（平成17年度：41か所） （平成18年度：41か所） （平成19年度：49か所） （平成20年度：55か所） （平成21年度：47か所）

達成目標2			
取組内容	債権回収会社の業務の適正な運営を確保するために、前回立入検査において指摘した問題点（指摘事項）につき、債権回収会社が自主的に有効な改善措置を講じた率（自主的改善率）の向上を図る。		
指標	債権回収会社に対する立入検査における対象指摘事項の改善状況（自主的改善率＝対象改善事項数÷前回立入検査対象指摘事項数×100）	目標値等	対前年度比増 （平成17年度：90.9%） （平成18年度：70.6%） （平成19年度：72.2%） （平成20年度：57.5%） （平成21年度：73.9%）
参考指標1	立入検査における指摘事項全体の自主的改善率		（平成17年度：65.0%） （平成18年度：49.0%） （平成19年度：45.8%） （平成20年度：42.5%） （平成21年度：54.8%）
参考指標2	立入検査における指摘事項数		（平成17年度：77件） （平成18年度：87件） （平成19年度：146件） （平成20年度：119件） （平成21年度：136件）

参 考 指 標 3	債権回収会社に対する行政処分件数	(平成17年度：0件)
		(平成18年度：2件)
		(平成19年度：2件)
		(平成20年度：1件)
		(平成21年度：6件)

※ 自主的改善率の推移

指標とした自主的改善率が低下傾向にあるのは、社会経済情勢の変化による債権回収会社を取り巻く情勢の変化に十分に対応できていない会社が、増加傾向にあることが主たる原因であると考えている。具体的には、まず、経済活動の多様化等に基づき、多種多様な金銭債権が生まれているところ、それらの特定金銭債権該当性の審査は複雑困難であり、その審査の誤りが生じやすくなっていることが挙げられる。また、平成18年5月に会社法が施行されるなど、コンプライアンス規制の強化が求められており、法務省においても、サービサー（資本金5億円以上の大会社）に対し、それらの規制を踏まえた検査を厳格に実施しているが、経済情勢の悪化等の影響から、コンプライアンス規制に対する対応が十分でないサービサーが増加する傾向にあることも挙げられる。

なお、自主的な改善能力が備わっていないと認められた会社に対しては、業務改善命令を発出している。

3. 基本的考え方

(1) 課題・目的・必要性

債権管理回収業に関する特別措置法（サービサー法）は、金融機関等が有する不良債権の処理という課題に対応するため、原則として弁護士以外の者が行うことができない債権管理回収業について、法務大臣の許可を受けた民間業者（債権回収会社）に解禁するものである。加えて、債権回収会社が不当・不適切な債権管理回収行為等を行い、債務者等に対して被害を与えることがないように、債権回収会社について必要な規制を行い、その業務の適正な運営の確保を図るとしている。

債権回収会社に対する監督権限は法務大臣にあり、法務省においては、債権回収会社について必要な規制や監督を行うことにより、債権管理回収行為等の適正を図る必要がある。

(2) 施策の実施方法

債権回収会社に対する監督として、すべての債権回収会社に対し、定期的に立入検査を実施している。立入検査において問題点が認められた場合には、当該債権回収会社に対し、立入検査結果通知書によって問題点の指摘を行い、当該問題点（指摘事項）について自主的な改善措置を講じることを求め、その後の立入検査において、当該改善措置が有効に機能しているか否かを確認している。立入検査の結果等に照らし、自主的な改善能力が十分に備わっていないと認められる債権回収会社に対しては、業務改善命令を発出している。業務改善命令に違反し、業務の適正な運営を確保することができない債権回収会社に対しては、更に業務停止命令、許可取消処分を行うことになる。

また、適正な業務の確保に向けた債権回収会社による自主的な取組みを促進する等の観点から、債権回収会社に対する監督や不利益処分の基準等についてのガイドラインを定め、これを公表している。加えて、債権回収会社に対して業務改善命令を発出した場合には、他の債権回収会社における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、原則として、当該業務改善命令の内容、立入検査において認められた不備・過誤事例等を公表している。

(3) 基本目標と達成目標・指標との関係

基本目標を達成するためには、まず、債権回収会社に対する立入検査の実施に努め、債権回収会社の業務の実態を的確に把握することが必要である。

そこで、債権回収会社に対する立入検査の実施率（当該年度末現在において許可を得

て営業を行っている債権回収会社数に対し、立入検査を実施した債権回収会社数の割合)を指標とし、その向上を図る。なお、自主的な改善措置を講じるのは個々の債権回収会社であることから、債権回収会社に対する立入検査の実施率を指標とする。もっとも、立入検査は、本店の立入検査において問題点があった場合には当該会社の支店等においても同様の問題点があることが予想され、当該会社の出先機関を含めた業務実態全般を把握する必要があることから、当該会社の支店等に対しても行うことがある。そこで、立入検査を実施した事業所数について参考指標とした。

また、監督官庁である法務省において、債権回収会社に対し、必要に応じて業務改善命令等の行政処分を発出し、その業務の適正化を強力に推進することが必要であるが、他方において、債権回収会社又は債権回収会社が組織する団体が、自主的に適正な業務の確保に向けた取組みを行うことを促進することも、監督行政として重要である。

そこで、適正な業務の確保に向けた債権回収会社による自主的な取組みを促進することを目的として、前回立入検査における指摘事項につき、債権回収会社が自主的に有効な改善措置を講じた率(自主的改善率)を指標とし、その向上を図る。自主的改善率は、前回立入検査における指摘事項に対し、再指摘がされなかった事項の割合とする。

指摘事項は

- ①業務規制に関する指摘事項
- ②特定金銭債権の審査に関する指摘事項
- ③債権回収会社の業務範囲に関する指摘事項
- ④法定帳簿に関する指摘事項
- ⑤受取証書に関する指摘事項
- ⑥他法令の遵守に関する指摘事項

に類型化できる。

自主的改善率の算出に当たっては、債権回収会社に対する監督の趣旨等にかんがみ、ア 当該指摘事項が改善されないことにより、債務者等に対して被害を与えるおそれの高い事項である①業務規制に関する指摘事項

イ 当該指摘事項が改善されないことにより、およそ債権回収会社として適正な業務運営を確保し得ないおそれの高い事項である②特定金銭債権の審査に関する指摘事項及び③債権回収会社の業務範囲に関する指摘事項

を対象とする。なお、その他の3類型は、当該指摘事項が改善されないことにより、債務者等に対して被害を与えるおそれの高い事項ではないが、参考指標として、これらも含めた指摘事項全体の自主的改善率も用いる。また、債権回収会社に対する適正な監督の実施を評価する観点から、参考指標として、立入検査における指摘事項数及び債権回収会社に対する行政処分件数を用いる。

4. 関係する法令、施政方針演説等(主なもの)

債権管理回収業に関する特別措置法(平成10年法律第126号)

5. 備考

平成22年度事後評価の実施に関する計画

1. 政策名等

政策名	人権の擁護		
評価対象	人権の擁護		
施策名等	【政策体系上の位置付け：Ⅲ-10-(1)】		
施策の基本目標	人権の擁護に関する施策を総合的に推進し、人権が尊重される社会の実現に寄与する。		
予算(案)額	平成22年度予算額：3,507百万円		
評価実施時期	平成23年8月	所管部局	人権擁護局総務課
評価方式	総合評価方式		

2. 基本的考え方

(1) 課題・ニーズ

今日においても、子ども、高齢者、障害のある人への虐待、配偶者・パートナーからの暴力、自殺にいたるような深刻な「いじめ」など、人権が侵害される事案は後を絶たない。また、最近では、インターネットを利用した人権侵害も増加しており、これらの人権問題は大きな社会問題となっている。

このような現状において、人権が尊重され、人権侵害が生起しない社会の実現がより一層求められている。

(2) 目的・目標

本施策は、人権の擁護に関する施策を総合的に推進し、人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的としている。上記のような状況を踏まえると、すべての人がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会を実現するためには、国民の一人一人が人権尊重の理念を正しく理解することが重要と考えられる。このような理解を深めるため、国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じて、人権啓発を行い、人権尊重思想の普及高揚を図っていく必要がある。

また、人権相談及び人権侵害事件の調査救済活動は、①全国の法務局・地方法務局と約1万4,000人の人権擁護委員（法務省の人権擁護機関）によって、全国的に展開されている、②特定の分野に限定することなく、あらゆる人権侵害事案に対応して行われている、③法務省の人権擁護機関が自ら事実関係の調査を行い、その結果に基づいて救済措置を行っている、④司法手続よりも簡易・迅速・柔軟な行政救済手続で、人権侵害事案の解消・解決を図っている、などの点に特色がある。

したがって、人権侵害事案の発生を広く把握できるよう、いつでも気軽に相談できる体制を整える必要があるほか、あらゆる人権侵害事案に対応でき、かつ、人権侵害を見逃さず、的確に調査・救済手続につなげることができるよう、人権相談の人的・質的充実を図る必要がある。さらに、迅速的確な調査を行うとともに、適切な救済措置を講ずることができるような調査救済体制を整えておく必要がある。

(3) 具体的内容

ア 人権啓発の更なる推進

国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じて、①国民の幅広い層に対して、人権に関心を持ってもらう機会を提供する「接触・認知型」、②発達段階の児童・生徒や人権に関する関心の高い層を対象として、その発達や関心の度合いに応じて人権に関する理解を深める「心理変容型」及び③両者の要素を備える「複合型」の啓発活動を行う。

具体的には、青少年や地域社会等に大きな影響力を有するJリーグ等スポーツ組織と連携・協力した啓発活動を実施する（①接触・認知型）。

また、次代を担う中学生が、人権問題についての作文を書くことにより、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けることを目的とした平成22年度は「第30回全国中学生人権作文コンテスト」及び表彰式を実施する予定である（②心理変容型）。

加えて、ハンセン病患者等に対する偏見・差別を解消することを目的としたハンセン病に関する「夏休み親と子のシンポジウム」を、宮城県と静岡県で開催する（②心理変容型）。

さらに、市民参加型の方式を取り入れつつ、幅広い各種の啓発活動を総合的に実施することにより、広く人権尊重思想の普及高揚を図るため、「人権啓発フェスティバル」を大阪府と岩手県において開催する（③複合型）。

イ 人権相談・調査救済体制の整備

国民からアクセスしやすい体制を整えるという観点から、法務局等における常設人権相談所のほか、デパートや公共施設等における特設人権相談所やインターネットによる相談窓口など、面談、電話及びインターネットなど様々な手段によって、いつでも気軽に人権相談ができる環境を整える。

特に、子ども、高齢者、障害のある人及び女性などに関する人権問題については、(ア) 専用相談電話「子どもの人権110番」・「女性の人権ホットライン」の設置及び同強化週間の実施

(イ) 手紙による人権相談「子どもの人権SOSミニレター（便せん兼封筒）」の全国の小・中学生への配布

(ウ) 高齢者施設、知的障害者更生施設などの社会福祉施設等における特設人権相談所の開設、「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間の実施及び「人権相談所案内用リーフレット」の配布

等により、人権侵害等の状況の内容の把握に努める。

また、人権相談により人権侵害の疑いがある事案を把握した場合は、速やかに調査救済手続に移行し、その結果、人権侵害が認められる場合は、迅速かつ的確に救済措置を講じ、人権相談と連動した実効的な調査救済体制の整備を図る。

3. 評価手法等

啓発活動の実施状況、啓発活動の参加人数等の国民の接触状況及び啓発活動参加者に対するアンケート（参加者の属性、当該啓発活動を知ったきっかけ、満足度、人権に関する関心や理解の深まり度合いなども含む）等の情報を収集する。そして、「接触・認知型」、「心理変容型」といった啓発活動の分類に応じて、収集した情報を分析し、評価を行う。

なお、全国中学生人権作文コンテストについては、同コンテストに応募した中学生が、日常の家庭生活や学校生活等の中で得た体験に基づく作文を書くことを通じて人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めたことの具体的事例として、平成22年度入賞作文の概要を実施結果報告書に記載することとする。

また、厚生労働省の「社会福祉行政業務報告」、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」及び内閣府の「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成21年10月調査）等を活用して、法務局及び地方法務局が扱う人権侵犯事件（とりわけ、潜在化しやすい子ども、高齢者、障害のある人及び女性等に対する人権侵犯事件）及び人権相談の内容・件数との比較検討を行う。これにより、法務局等の人権相談・調査救済の取組の方向性について検証する。

さらに、内閣府の「人権擁護に関する世論調査（平成19年6月調査）」を活用し、人権課題（子ども、高齢者、障害のある人、女性など）ごとに関心の高かった人権上の問題点との比較検討を行う。

これらにより、本施策の問題点等を把握し、その要因を分析・評価する。

4. 関係する法令、施政方針演説等(主なもの)

- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）第4条
- 子ども安全・安心加速化プラン（平成18年6月20日犯罪対策閣僚会議・青少年育成推進本部合同会議了承）
 - Ⅲ－1－（2） 困難を抱えた子どもの相談活動の充実

5. 備考

平成22年度事後評価の実施に関する計画

1. 政策名等

政策名	国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理		
評価対象	国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理		
施策名等	【政策体系上の位置付け：Ⅳ-11-(1)】		
施策の基本目標	国の利害に関係のある本案訴訟を適正・迅速に追行することにより、国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与する。		
予算(案)額	平成22年度予算額：1,890百万円		
評価実施時期	平成23年8月	所管部局	大臣官房訟務企画課
評価方式	総合評価方式		

2. 基本的考え方

(1) 課題・ニーズ

国の利害に関係のある民事訴訟・行政訴訟の審理期間は、全体として相当の迅速化が図られてきているが、医薬品・公衆衛生関係訴訟や公害・騒音訴訟等のように、訴訟が大型化・広域化、複雑化、専門化しているなどの理由から、依然として長期間を要しているものも少なくない状況にある。

国の利害に関係のある訴訟を適正・迅速に追行することは、国の正当な利益を擁護するとともに、国民全体の利益と個人の権利・利益との間に正しい調和を図り、法律に基づいた行政活動の実施に寄与することにつながる。

また、審理期間の長期化は、訴訟当事者及びそれと同様の立場にある国民にとって、経済的、精神的負担となることから、裁判が迅速に行われることは重要な課題である。

(2) 目的・目標

訟務組織は、裁判の迅速化に関する法律第2条第1項及び第3条の趣旨に従い、国の利害に関係のある本案訴訟を適正・迅速に追行することにより、国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与することを目指している。訴訟の大型化、複雑化、専門化等が生じる状況下で、適正・迅速な訴訟追行を実現するためには、

ア 訟務組織における人的・物的体制の充実・強化

イ 法律意見照会制度^{*1}の積極的利用の促進

を図る必要がある。

(3) 具体的内容

ア 訟務組織における人的・物的体制の充実・強化

(ア) 訟務担当者の研修を始めとした各種研修・打合せ会の実施

各種研修・打合せ会において、裁判を適正・迅速に行うための事務処理体制の充実・強化方策等について、検討・協議を進める。そして、その結果を業務に反映させ、実践を徹底するなどして、計画的で充実した訴訟追行を図る。

(イ) 準備書面作成支援システム^{*2}の活用

準備書面作成支援システムを活用して、広範囲の分野にわたる法律文献等を素早く収集・分析し、より迅速な訴訟対応を行う。また、広範囲の分野にわたる法律知識や高度な専門的知識等を要する複雑・難解な訴訟に対応するため、モバイルパソコン等を活用したプレゼンテーションを行い、国の主張・立証をより明確にする。

(ウ) テレビ会議装置の活用

訴訟の大型化・広域化により同種訴訟が全国で提起されており、訟務組織として統一かつ一元的に訴訟を追行するためには、訴訟を担当する本省及び複数の管区法務局間等において情報の交換、協議等が不可欠であるところ、協議等の招集のためには時間を要し、迅速な事務処理の妨げとなる。そこで、本省及び管区法務局等を映像と音声で結ぶテレビ会議装置を活用し、効率的に適正かつ迅速な訴訟追行を図る。

イ 法律意見照会制度の積極的利用の促進

法律意見照会制度が訴訟のより適正・迅速な追行に寄与するためには、行政機関に

よる積極的な制度の利用が不可欠である。そこで、行政機関との各種会議・打合せの際に、同制度の目的や利用方法等の説明を行うことで、より一層、同制度の理解を深め、行政機関による積極的な利用促進を図る。

3. 評価手法等

訟務組織における人的・物的体制の充実・強化及び法律意見照会制度の積極的な利用促進に係る各種施策について、

- (1) 訟務担当者向けの研修、打合せ会等の開催回数
- (2) 訟務担当者向けの研修の内容充実の状況
- (3) 準備書面作成支援システムの改良内容及び改良に伴う事務の効率化状況
- (4) モバイルパソコン等の活用状況
- (5) テレビ会議装置の活用状況
- (6) 行政機関に対する法律意見照会制度の周知状況並びに法律意見照会事件の受理及び回答等の状況

を用いて、適正・迅速な訴訟の追行に与える効果を分析する。

また、分析の結果により、各種施策の問題点を把握するとともに、その要因を検証し、評価する。

4. 関係する法令、施政方針演説等(主なもの)

- 法務省設置法（平成11年法律第93号）第4条第31号
- 裁判の迅速化に関する法律（平成15年法律第107号）第2条第1項、第3条
- 第162回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成17年1月21日）

「国民に身近で頼りがいのある司法を実現するため、裁判の迅速化や刑事裁判に国民が参加する裁判員制度の導入など、我が国の司法制度の在り方を半世紀ぶりに改めました。今後は、制度の着実な実施を図ってまいります。」

5. 備考

※1 「法律意見照会制度」

大臣官房訟務部門、法務局訟務部及び地方法務局訟務部門において、各行政機関が現に有している又は将来予想される紛争に関する法律問題について、当該行政機関からの照会に応じて法律の見解を述べたり、助言などを行う制度。訴訟のより適正・迅速な追行に寄与することができるほか、紛争を未然に防ぐ予防司法的役割をも果たすものである。

※2 「準備書面作成支援システム」

大臣官房訟務部門、法務局訟務部及び地方法務局訟務部門のパソコン、プリンタ、OCR装置（光学式文字読取装置）、インターネットによる判例・文献の情報提供サービス等を組み合わせたもので、ネットワークで結ぶことによって、訴訟に必要な準備書面等作成の効率化・迅速化を図るものである。

平成22年度事後評価の実施に関する計画

1. 政策名等

政策名	出入国の公正な管理	
評価対象	出入国の公正な管理	
施策名等	【政策体系上の位置付け：V-12-(1)】	
施策の基本目標	不法滞在者等を生まない社会の構築を図るとともに共生社会を実現するため、新たな在留管理制度の創設に係る法令の整備を始めとする施策を行うとともに、我が国の国際協調と国際交流を推進し、我が国社会の健全な発展を目指す。	
予算(案)額	平成22年度予算額：12,244百万円	
評価実施時期	平成25年8月(平成23年度は中間報告)	所管部局
		入国管理局総務課入国管理企画官室
評価方式	総合評価方式	

2. 基本的考え方

(1) 課題・ニーズ

ア 不法滞在者5年半減計画^{*1}により、水際対策や摘発強化を推進してきた結果、不法残留者数^{*2}はほぼ半減した。他方で、国際化の進展に伴い我が国に入国し、定着する外国人は年々増加し、我が国に在留する外国人の構成が大きく変化し、外国人の在留状況の正確な把握が困難になりつつある。これに伴って、教育、福祉等の行政サービスが在留外国人に適正に提供されない、不法滞在者、不法就労者への対策が不十分となる等の問題も生じている。このため、在留管理と違法行為への取締りをより厳正かつ効果的に行うと同時に、適法に我が国に滞在する外国人が適正な行政サービスを享受することができ、日本人と安心して共生できる社会を構築することが求められている。

このような問題を解消し、不法滞在者・偽装滞在者^{*3}を生まない社会の構築を図るとともに共生社会を実現するため、新たな在留管理制度の創設を始めとする施策を講じていく必要がある。

イ 現在我が国においては政府を挙げて観光立国の実現に向けた取組を進めているところであり、円滑な出入国審査を実施することにより国際協調と国際交流を推進し、観光立国実現に貢献することが求められている。

入国管理局においては、これまでも各空・海港における上陸審査手続の円滑化に努めてきたが、空港を利用して我が国を訪れる外国人の間から、上陸審査のために長時間待たされる場合があるなどといった指摘があった。外国人観光客が気持ちよく我が国に入国するためには、空港における審査待ち時間を短縮する必要がある。

(2) 目的・目標

ア 不法滞在者・偽装滞在者を生まない社会の実現に向けた施策を強力に推進するとともに共生社会を実現するため、新たな在留管理制度に係る法令の整備を進める。さらに、厳格な出入国審査や不法滞在者の摘発等の取組についても着実に実施することにより、安全かつ安心な社会の実現に寄与する。

イ 空港での審査に要する待ち時間を20分以下に短縮することを目標とし、審査待ち時間短縮に向けた取組を実施することにより、我が国を訪れる外国人の円滑な入国の環境を整備し、国際協調と国際交流を推進する。

(3) 具体的内容

ア 不法滞在者等を生まない社会の構築を図るとともに共生社会を実現するための施策を講ずる。

(ア) 新たな在留管理制度の構築に向けた関係法令の整備

法務大臣が外国人の在留管理に必要な情報を、正確かつ継続的に把握する制度の構築に向けた関係法令を整備し、公正な在留管理を行うことにより、不法滞在者等を生まない社会の構築を図るとともに共生社会を実現するための施策を講ずる。

具体的には、次のような制度を構築する。

- ・ 在留資格をもって我が国に中長期間滞在する外国人に対し、「在留カード」を交付し、不法滞在者は有効な在留カードを持ち得ないこととすることにより、両者の違いを明確化
- ・ 外国人から、在留期間の途中において、氏名・生年月日・性別・国籍といった基本的な身分事項のほか、住居地、その他その在留資格に応じて教育機関、研修先等の所属機関等、所定の事項に変更があった場合、それらの法務大臣（住居地については市区町村を經由）への届出を義務付けることにより、外国人の在留情報の正確性を向上
- ・ 法務大臣は、外国人の教育機関、研修先等の所属機関から当該外国人に関する情報の提供を受け、外国人が法務大臣に届け出た情報と照合するなどして、外国人の在留情報の正確性を担保
- ・ 新たな在留管理制度の導入を前提として、在留期間の上限を伸長するほか、出国後1年以内に再入国する場合の再入国許可手続を原則として不要とするみなし再入国許可制度を導入するなど、適法に在留する外国人の利便性を向上 など

(イ) その他の施策

安全かつ安心な社会の構築のため、次のような取組を行う。

- ・ 外国人入国者の利便性にも配慮しつつ、事前旅客情報システム（APIS）^{※4}等により得られた情報の活用や偽変造文書鑑識の一層の充実強化により、更なる厳格な出入国審査を実施
- ・ 在留資格認定証明書申請に係る審査について、様々な情報を活用し厳格な審査を行うことにより、偽装滞在を目的とする者等の入国を阻止
- ・ 不法滞在者の地方分散化、居住・稼働先の小口化等の傾向を踏まえ、外国人の入国・在留情報の分析結果を活用し、警察と入国管理局との合同摘発の恒常化を図ることなどにより、不法滞在者の摘発を強化 など

イ 円滑な出入国審査を実施することにより国際交流を増進する。

出入国手続の迅速化・円滑化を図り、最長審査待ち時間を短縮するため、次のような取組を推進する。

- ・ 事前旅客情報システム（APIS）の運用
- ・ セカンダリ審査（二次的審査）^{※5}の実施
- ・ 日本人・外国人審査ブースの振分けの見直し等による入国審査官の機動的配置
- ・ 外国人用に審査待ち時間を表示
- ・ 出入国カードの多言語化

3. 評価手法等

(1) 新たな在留管理制度の創設は、公正な在留管理を行うことにより、不法滞在者等を生まない社会を構築するとともに共生社会を実現するためのものである。そこで本件総合評価においては、以下のとおり評価等を行う。

ア 新たな在留管理制度の構築に向けた関係法令の施行後に、その運用状況等を分析して、必要かつ十分な法整備が行われているか否かを評価する。平成22年度においては、当該法令の施行に向けた作業等の状況の説明を中心とする。

イ その他の施策については、各年における新規入国者数などの外部要因を踏まえつつ、現在我が国に存在する不法滞在者及び偽装滞在者の在留状況、入国管理局における取組の実施状況及びその問題点を検証するなど、総合的に分析する。

- (2) 円滑な出入国審査の実施による国際交流の増進については、各年における新規入国者数などの外部要因を踏まえつつ、審査待ち時間20分以内という目標の達成状況、審査待ち時間の短縮に向けた取組に係る実施状況及びその問題点を検証するなど、総合的な分析を行う。

4. 関係する法令、施政方針演説等(主なもの)

- 犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008（平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定）
 - 第3-2-① 新たな在留管理制度の創設
「外国人の在留管理に必要な情報を一元的・正確かつ継続的に把握する制度を創設し、的確な在留管理を行う。・・・(以下略)」
- 観光立国推進計画（平成19年6月29日閣議決定）
 - 第3-3-(一)④ 外国人観光客の出入国に関する措置の改善、通訳案内サービスの向上その他の外国人観光客の受入れ体制の確保等
「全空港での最長審査待ち時間を20分以下にすることを目標に出入国手続の迅速化・円滑化を図る。」
- 新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）
 - 第3章-(4) 観光立国・地域活性化戦略
「訪日外国人を2020年初めまでに2,500万人、将来的には3,000万人まで伸ばす。」

5. 備考

※1 「不法滞在者5年半減計画」

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」（平成15年12月18日犯罪対策閣僚会議決定）を踏まえ、平成16年から平成20年までの5年間での不法滞在者の半減を目標として策定された計画。

※2 「不法残留者数」

我が国の出入国港において上陸が許可された外国人のうち、許可された在留期間が経過した後も在留期間更新等の許可を受けずに我が国に滞在している者の数のことであり、入国管理局において把握している。平成16年1月当時約22万人であった不法残留者は平成21年1月現在約11.3万人となり、5年間で48.5パーセントの削減を実現した。なお、不法滞在者数は不法残留者数に不法入国者数（推定値）を加えたものとなる。

※3 「偽装滞在者」

偽装婚、偽装留学など身分・活動目的を偽り正規在留者を装い我が国で不法に就労等する者。

※4 「事前旅客情報システム（APIS）」

航空機が我が国の空港に到着するまでの間に、航空会社から乗客等の身分事項等の事前提出を受け、迅速かつ厳格な入国審査の実施を実現するもの。

※5 「セカンダリ審査（二次的審査）」

入国審査の際、わずかでも入国目的に疑義があるなど審査に時間を要する旅客を別途の場所で審査し、他の旅客の審査を滞らせないようにするもの。

平成22年度事後評価の実施に関する計画

1. 政策名等

政策名	法務行政における国際化対応・国際協力		
評価対象	法務行政における国際協力の推進		
施策名等	【政策体系上の位置付け：VI-13-(2)】		
施策の基本目標	国際連合に協力して行う研修・研究及び調査，並びに支援対象国の法制の維持・整備への支援のための研修や調査研究を推進し，法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供することにより，国際協力を推進する。		
予算額	平成22年度予算額：178百万円		
評価実施時期	平成23年8月	所管部局	法務総合研究所総務企画部 企画課
評価方式	実績評価方式		

2. 基本目標実現のために達成すべき目標

達成目標1			
取組内容	犯罪の防止及び犯罪者の処遇の分野並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に関する刑事司法運営の改善及び国際協力推進のための国際研修・セミナーを実施する。		
指標1	研修の実施件数	目標値等	前年度の実績を維持 (過去の実績については，別添のとおり)
指標2	研修への参加人数	目標値等	前年度の実績を維持 (過去の実績については，別添のとおり)
指標3	研修参加者の研修に対する満足度	目標値等	研修参加者の満足度の割合80%以上

達成目標2			
取組内容	国連の犯罪防止施策の強化に協力するために国際会議に参加する（第12回国連犯罪防止刑事司法会議における「過剰収容に関するワークショップ」の企画・運営を含む）。		
指標1	国際会議への参加回数	目標値等	前年度の実績を維持 (過去の実績については，別添のとおり)
指標2	国際会議への参加人数	目標値等	前年度の実績を維持 (過去の実績については，別添のとおり)

達成目標3			
取組内容	開発途上国などの法制の維持・整備に従事する者に対して法制度整備支援活動の一環として行う国際研修を実施する。		
指標1	研修の実施件数	目標値等	前年度の実績を維持 (過去の実績については，別添のとおり)
指標2	研修への参加人数	目標値等	前年度の実績を維持 (過去の実績については，別添のとおり)

			添のとおり)
指 標	3 研修参加者の研修に対する満足度	目 標 値 等	研修参加者の満足度の割合80%以上

達成目標 4			
取 組 内 容	法制度整備支援に関し、諸外国の法制等に関する調査研究を実施する。		
指 標	1 諸外国への調査職員の派遣件数	目 標 値 等	前年度の実績を維持 (過去の実績については、別添のとおり)
指 標	2 諸外国からの研究員の招へい人数	目 標 値 等	前年度の実績を維持 (過去の実績については、別添のとおり)

達成目標 5			
取 組 内 容	法制度整備支援に関し、支援対象国における積極かつ効果的な活動を推進するための専門家を派遣する。		
指 標	1 専門家の派遣依頼件数に係る対応率	目 標 値 等	前年度の実績を維持 (過去の実績については、別添のとおり)
指 標	2 専門家の派遣依頼人数に係る対応率	目 標 値 等	前年度の実績を維持 (過去の実績については、別添のとおり)

達成目標 6			
取 組 内 容	法制度整備支援の現状とその対応策に関する国際専門家会議を開催する。		
指 標	1 会議の開催回数	目 標 値 等	前年度の実績を維持 (過去の実績については、別添のとおり)
指 標	2 会議への参加人数	目 標 値 等	前年度の実績を維持 (過去の実績については、別添のとおり)

3. 基本的考え方

(1) 課題・目的・必要性

アジア等の開発途上国には、汚職のまん延、捜査・裁判等の実務運営の不備により犯罪防止対策が不十分である国や、基本法令の整備や法曹等の人材育成の遅れが円滑な市場経済化を阻害している国が多く見られる。これらの国々から我が国に対する協力・支援のニーズは、ますます高まっている。

このような中、政府の「海外経済協力会議」(平成20年1月30日開催)において、法制度整備支援*については、同会議が司令塔機能を担い、政府一体となった支援を図ることが合意された。その後、平成21年4月、同会議の下で、重点を置くべき支援対象国や分野を定め、支援方法や支援時期等に関する「法制度整備支援に関する基本方針」が策定された。また、先に我が国が議長を務めた「G8司法・内務大臣会議」(平成20年6月11日～13日開催)において、国際組織犯罪及び国際テロに対抗する効果的な法制度及び法執行能力を整備する上で、助力を必要とする国に対する支援(キャパシティ・ビルディング支援)の供与が重要であるとの認識が共有された。その上で、同会議では、「キャパシティ・ビルディング支援に関するG8司法・内務閣僚宣言」が採択されるとともに、総括宣言において、司法制度及び基本法の整備、法曹養成といった司法分野で

の技術協力の取組の重要性についても強い確信が示されるなど、国際協力に関する国内外での注目度が高まりを見せている。

協力・支援を通じ、アジア等の開発途上国に法の支配と良い統治（グッド・ガバナンス）を確立させることは、その発展に寄与するだけでなく、国際的犯罪への対策強化、円滑な経済活動の促進等の観点から我が国の国益にも合致する。法務省としても、国際連合に協力して行う刑事司法関係者に対する研修等や、基本法令の起草と法律実務家の育成等の法制度整備支援などを通じて、これらの国々に対して国際協力を積極的に推進していく必要がある。

（２）施策の実施方法

法務総合研究所国際連合研修協力部が国際連合と共同で運営する国連アジア極東犯罪防止研修所（通称「アジ研」）において、刑事司法に関し、主にアジア諸国の実務家を対象とした国際研修・セミナーを実施する。さらに、我が国から国際会議へ参加することにより、国際連合の重要施策である組織犯罪対策や汚職防止対策等の向上に寄与する。

また、同所国際協力部において、支援対象国の立法担当者や法律実務家等に立法や人材育成に関する知識及び手法を習得させることを目的とした国際研修の実施、諸外国の法制等の調査研究の実施、長期・短期専門家の派遣、関係機関との連携強化のために法制度整備支援関係者等が一堂に会する国際専門家会議の開催等の手法を用い、アジア諸国を中心に、基本法令の起草と法律実務家の育成等の法制度整備支援を行う。

（３）基本目標と達成目標・指標との関係

基本目標の達成状況を測るため、次の達成目標・指標により評価を実施する。

ア 達成目標 1 について、諸外国における刑事司法に関する実務家等が実務運用等に資するための知識及び手法を習得するためには、国際研修・セミナーを開催することが必要である。そこで、国際研修・セミナーの実施件数、参加人数を指標とし、更に内容的な質を確保・確認するため、研修参加者の満足度も指標とした。

イ 達成目標 2 について、国際連合の重要施策である組織犯罪対策や汚職防止対策等の向上に寄与するためには、これらに関連する国際会議への参加が不可欠である。そこで、国際会議への参加回数、参加人数を指標とした。

ウ 達成目標 3 について、支援対象国の立法担当者や法律実務家等に必要な知識及び手法を習得させるためには、国際研修を開催することが必要である。そこで、国際研修の実施件数、参加人数を指標とし、更に内容的な質を確保・確認するため、研修参加者の満足度も指標とした。

エ 達成目標 4 について、諸外国の法制等に関する情報を蓄積することは、法制度整備支援を進めていく上での基盤を強化するものであり、その必要性が高い。そこで、諸外国の法制等に関する調査のための調査職員の派遣件数、研究員の招へい人数を指標とした。

オ 達成目標 5 について、支援対象国において専門家が直接活動することにより、支援対象国との円滑な意思疎通を図り、より積極的かつ効果的な活動が可能となる。そこで、専門家の派遣依頼件数に係る対応率、派遣依頼人数に係る対応率を指標とした。

カ 達成目標 6 について、法制度整備支援の円滑・効果的な実施を図るためには、法制度整備支援に関わる政府、団体、企業等の関係者や支援対象国の司法関係者の連携・協力関係を醸成することが不可欠である。そこで、関係者を集めた国際専門家会議の開催回数、参加人数を指標とした。

4. 関係する法令、施政方針演説等（主なもの）

- 我が国法制度整備支援に関する基本的考え方（平成20年1月30日第13回海外経済協力会議合意事項）

「法制度整備支援は、自由、民主主義等普遍的価値観の共有による途上国への法の支配の定着、途上国の持続的成長のための環境整備及びグローバルなルール遵守の確保、我が国の経験・制度の共有と我が国との経済連携強化の点で大きな意義を有する支援であり、海外経済協力の重要分野の一つとして、戦略的に進めていくべきである。」

- 法制度整備支援に関する基本方針（平成21年4月22日第21回海外経済協力会議）

「世界各地の開発途上国に対し、立法支援や制度整備支援を行う法制度整備支援は、良い統治（グッド・ガバナンス）に基づく開発途上国の自助努力を支援するものであるとともに、我が国が将来に渡り、国際社会での名誉ある地位を保持していくための有効なツールであり、戦略的な支援を展開していく必要がある。したがって、政府開発援助（ODA）大綱、ODA中期政策等に基づき、（1）自由・民主主義等普遍的価値観の共有による開発途上国への法の支配の定着、（2）持続的成長のための環境整備及びグローバルなルール遵守の確保、（3）我が国の経験・制度の共有、我が国との経済連携強化といった観点から、基本法及び経済法の分野において積極的な法制度整備支援を行うこととする。」
- G8司法・内務大臣会議総括宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）

「我々は、国際組織犯罪対策及び国際テロ対策について、各分野におけるG8各国の取組に焦点を当てるとともに、国際的な連携と協調を推し進めるための取組について議論した。また、より効果的な法制度及び法執行能力を整備する上で、助力を必要とする国に対するキャパシティ・ビルディング支援の重要性についても議論した。〈中略〉我々は、適切な二国間、地域間又は多国間のチャンネルを通じて、我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを改めて確認する。」
- キャパシティ・ビルディング支援に関するG8司法・内務閣僚宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）

「司法制度、刑事及び関連法制並びにテロ行為を防止するための政策、手続及び体制を整備し、並びに法執行、検察、裁判、弁護及び矯正の能力を拡充するためのキャパシティ・ビルディング支援の死活的な重要性にかんがみ、我々はここに、適切な二国間、地域間又は多国間のチャンネルを通じて、我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを約束する。」

5. 備考

※「法制度整備支援」

開発途上国や市場経済への移行を進める旧共産圏の国などに対して、それらの国々が進める法律の起草や法律家の育成などの法制度の整備を支援すること。

別添

【達成目標 1 関係】

○刑事司法関係者に対する国際研修・セミナーの実施件数及び参加人数

(目標値：前年度の実績を維持)

指標	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
1 実施件数	9	9	9	9	9
2 参加人数	178	187	168	162	161

【達成目標 2 関係】

○国際会議への参加回数及び参加人数

(目標値：前年度の実績を維持)

指標	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
1 参加回数	1	1	3	3	4
2 参加人数	2	2	5	4	8

【達成目標 3 関係】

○法制度整備支援活動の一環として行う国際研修の実施件数及び参加人数

(目標値：前年度の実績を維持)

指標	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
1 実施件数	10	10	7	11	12
2 参加人数	95	75	72	114	100

【達成目標 4 関係】

○調査職員の派遣件数及び研究員の招へい人数

(目標値：前年度の実績を維持)

指標	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
1 派遣件数	1	2	4	3	5
2 招へい人数	8	9	9	8	11

【達成目標 5 関係】

○専門家派遣依頼の対応率

(目標値：前年度の実績を維持)

指標	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
1 派遣依頼件数に係る対応率	100%	100%	100%	100%	100%
依頼件数	10	11	9	4	9
派遣件数	10	11	9	4	9
2 派遣依頼人数に係る対応率	100%	100%	100%	100%	100%
依頼人数	10	11	9	3	11
派遣人数	10	11	9	3	11

※1 依頼件数、派遣件数には、同一専門家に対し、派遣期間の延長依頼があった件数を含む。

※2 依頼人数、派遣人数は、延べ人数である。

【達成目標 6 関係】

○国際専門家会議の開催回数及び参加人数

(目標値：前年度の実績を維持)

指標	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
1 開催回数	1	1	1	1	1
2 参加人数	84	100	105	121	109

平成22年度成果重視事業実施計画

1. 事業名及び関連政策

(1) 事業名等

事業名	登記情報システム再構築事業
評価実施時期	平成24年8月（平成23年度は中間報告）
所管部局	民事局総務課
評価方式	実績評価方式

(2) 関連政策（事業の基本計画上の位置付け）

政策名	国民の財産や身分関係の保護
施策名等	登記事務の適正円滑な処理 【政策体系上の位置付け：Ⅲ－9－（1）】
上記施策の 基本目標	登記事務におけるシステムの見直し等により，事務処理の効率化，システム関係経費の削減を図るとともに，国民の利便性を向上させる。
予算（案）額	平成22年度予算額：30,660百万円

2. 課題・目的・必要性

現在の登記情報システムは、メインフレーム^{*}を中心とし、特定メーカー製のハード・ソフトで構築されているため、オープンな市場で安価なハード・ソフトを選択することができず、新たな情報処理技術の活用も困難な状況にある。そこで、柔軟でコストパフォーマンス及びオープン性の高いシステムへ移行することにより、行政サービスの向上とコスト削減を図る必要がある。

また、登記情報の電子化によるメリットを最大限に活用し、窓口に出向くことなく自宅等から登記申請及び登記事項証明書等送付請求が可能となるオンライン申請システムを導入することにより、インターネットを利用した各種申請・届出手続のオンライン化を推進し、国民の負担軽減、利便性の向上を図る。

なお、平成19年度末までに、本事業のうち、全国の登記情報の電子化を完了している。

また、平成20年度末までに、全国の登記所に対してオンライン申請をすることが可能となっている。

3. 目標の内容等

(1) 達成目標

登記情報システムの運用経費を削減する。

【目標期間】

平成18年度から平成23年度

【目標値等】

平成23年度における登記情報システムの運用経費を、平成15年度の同経費と比較して、約130億円削減する。

年 度	平成15年度 (基準年度)	平成23年度 (達成年度)
運 用 経 費	約366億円	
目標値(削減額)		約130億円

○平成15年度と比較する理由

本事業は、平成18年度から成果重視事業として進められているが、登記情報システムの最適化計画を策定するに当たり、本格的に再構築が開始された平成16年度の直前の年度である平成15年度を基準として、効果の算出を行ったためである。

(2) 目標設定の考え方

「登記情報システム業務・システム最適化計画」（平成16年11月19日法務省情報化統括責任者（CIO）決定、平成19年11月7日法務省情報化推進会議改定）に従って、平成22年度末までによりコストパフォーマンスの高い新たなシステムに切り替えることにより、運用経費の削減が見込めるとの考えから、達成目標を設定した。

(3) 目標の達成度合いの判定方法・基準

【判定方法】

平成22年度末までに新たなシステムへの移行が完了することから、平成23年度における登記情報システムの運用経費が、平成15年度と同経費と比較して、約130億円削減されれば達成とする。

本事業は、「登記情報システム業務・システム最適化計画」に基づき実施されており、平成20年度から平成22年度までの間においては、全国の登記所数に対する新たなシステムへの切替登記所数の割合について、各年度ごとに目標値を設定していることから、当該目標値に対する進捗状況（割合）により判定する。

年 度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (達成年度)
目標値	約30%	約60%	100%
実 績	9%	67%	

※平成19年度までは開発期間中であるため、目標値等は設定していない。

【基準】

ランク	進捗状況（割合）	達成度合い
A	100%	達成
B	75%以上100%未満	おおむね達成
C	50%以上75%未満	達成が不十分
D	50%未満	達成していない

(4) 手段と目標の因果関係

現在の登記情報システムから、より柔軟でコストパフォーマンス及びオープン性の高いシステムへ移行することにより、新たな情報処理技術の導入による行政サービスを向上させるとともに、運用経費の削減を図る。

4. 関係する法令、施政方針演説等（主なもの）

- 電子政府推進計画（平成18年8月31日決定、平成20年12月25日一部改定）

5. 備考

※「メインフレーム」

メインフレーム (Mainframe, M/F) とは、情報処理を高速で処理する大型コンピュータのことをいう。汎用コンピュータともいう。

平成22年度成果重視事業実施計画

1. 事業名及び関連政策

(1) 事業名等

事業名	地図管理業務・システムの最適化事業
評価実施時期	平成23年8月
所管部局	民事局民事第二課
評価方式	実績評価方式

(2) 関連政策（事業の基本計画上の位置付け）

政策名	国民の財産や身分関係の保護
施策名等	登記事務の適正円滑な処理 【政策体系上の位置付け：Ⅲ－9－（1）】
上記施策の 基本目標	登記事務におけるシステムの見直し等により，事務処理の効率化，システム関係経費の削減を図るとともに，国民の利便性を向上させる。
予算（案）額	平成22年度予算額：13,019百万円

2. 課題・目的・必要性

従来の地図管理システムは、紙による地図の管理業務を前提としたものであり、数値化された地図等の維持・管理を適正に行うことのみを目的とした必要最小限の機能を有するものである。このため、情報の提供方法が紙の交付という手段に限定され、また、当該不動産の管轄登記所でしか地図等の証明書を取得できないなど、国民の利便性の点で課題がある。

地図情報システムは、登記情報システムと連動することにより登記情報と地図情報の一体的な事務処理及びサービスを可能とし、これによりインターネットを利用した地図情報の提供等、国民の利便性の向上を図ることができることから、地図情報システムを全国に展開する必要がある。

3. 目標の内容等

【達成目標1】

(1) 達成目標

平成22年度末までに、全国の登記所に対して地図情報システムの導入を完了する。

【目標期間】

平成18年度から平成22年度

【目標値等】

全国の登記所数に対する地図情報システム導入登記所数の割合を100%とする。

年 度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (達成年度)
目標値	約15%	約35%	約60%	約80%	100%
実績	約16%	約36%	約63%	約83%	

(2) 目標設定の考え方

従来の紙による地図管理業務を見直し、コンピュータ処理を可能とする地図情報システムの全国展開により、事務処理の効率化及び国民の利便性の向上が見込めるとの考え

から、上記達成目標を設定し、その達成度合いについては、「全国の登記所数に対する地図情報システム導入登記所数の割合」で測ることとした。

(3) 目標の達成度合いの判定方法・基準

【判定方法】

全国の登記所数に対する地図情報システム導入登記所数の割合について、上記のとおり各年度ごとに目標値を設定していることから、当該目標値に対する進捗状況（割合）により判定する。

【基準】

ランク	進捗状況（割合）	達成度合い
A	100%	達成
B	75%以上100%未満	おおむね達成
C	50%以上75%未満	達成が不十分
D	50%未満	達成していない

(4) 手段と目標の因果関係

地図情報システムは、登記情報システムと連動することにより登記情報と地図情報の一体的な事務処理及びサービスを可能とし、これによりインターネットを利用した地図情報の提供等の国民の利便性の向上を図ることができることから、地図情報システムを全国に展開する必要がある。そこで、地図情報システムを導入するためのデータの作成・移行作業を実施し、平成22年度末までに、全国の登記所へのシステムの導入を完了することとした。

【達成目標2】

(1) 達成目標

地図情報システムの運用経費を年間約3億円程度削減する。

※ 「年間約3億円程度」とは、平成18年度から平成21年度までの削減額の平均値である。

【目標期間】

平成18年度から平成21年度まで

【目標値等】

「地図管理業務の業務・システム最適化計画」（平成17年10月20日法務省情報化統括責任者（CIO）決定）に基づき、平成18年度から平成21年度までにおける地図情報システムの運用経費を、地図管理システムから地図情報システムへの移行が開始される前の平成17年度と比較して、年間約3億円削減する。

年 度	平成17年度 (基準年度)	平成18年度～21年度 の平均(目標期間)
運 用 経 費	約15億円	約12億円
目標値(削減額)	—	約3億円
実 績(削減額)	—	約4億円

(2) 目標設定の考え方

本事業については、「地図管理業務の業務・システム最適化計画」に基づき、オープンな技術を活用するとともに、地図情報センターを全国1か所に集中させること等により、運用経費の削減が見込めるとの考えから、達成目標を設定した。

(3) 目標の達成度合いの判定方法・基準

【判定方法】

平成18年度から平成21年度までにおける地図情報システムの運用経費の年当たりの平均が、平成17年度と同経費と比較して、年間約3億円削減されれば達成とし、その達成度合いは、当該目標値に対する削減額の割合により判定する。

【基準】

ランク	削減額の割合	達成度合い
A	100%	達成
B	75%以上100%未満	おおむね達成
C	50%以上75%未満	達成が不十分
D	50%未満	達成していない

(4) 手段と目標の因果関係

従来の地図管理システムから地図情報システムへ移行することにより、オープンな技術が活用されるとともに、地図情報センターが全国1か所に集中されることになり、運用経費の削減が図られる。

4. 関係する法令、施政方針演説等（主なもの）

- 電子政府推進計画（平成18年8月31日決定，平成20年12月25日一部改定）

5. 備考

平成22年度成果重視事業実施計画

1. 事業名及び関連政策

(1) 事業名等

事業名	出入国管理業務の業務・システムの最適化
評価実施時期	平成26年8月（平成23年度は中間報告）
所管部局	入国管理局総務課入国管理企画官室
評価方式	実績評価方式

(2) 関連政策（事業の基本計画上の位置付け）

政策名	出入国の公正な管理
施策名等	出入国の公正な管理 【政策体系上の位置付け：V-12-（1）】
上記施策の基本目標	不法滞在者等を生まない社会の構築を図るとともに共生社会を実現するため、新たな在留管理制度の創設に係る法令の整備を始めとする施策を行うとともに、我が国の国際協調と国際交流を推進し、我が国社会の健全な発展を目指す。
予算（案）額	平成22年度予算額：10,180百万円

2. 課題・目的・必要性

外国人旅行者・ビジネスマンの訪日促進、我が国と諸外国との間の人的交流の拡大・活発化、これによる審査対象者の急激な増加、テロリズム・外国人犯罪の脅威、リピーターの増加、不法就労・不法滞在事案の巧妙化、偽変造文書・なりすまし事案の横行など、出入国管理行政を取り巻く環境は大きく変化している。

このような諸課題に柔軟かつ迅速に対応するため、現行の業務・システムを見直す一方で、費用対効果の向上に留意しつつ、IT（情報通信技術）を最大限活用した業務・システムを取り入れ、利用者の利便性の向上や負担の軽減等のもとより、より一層の業務の効率化・合理化を図る必要がある。

3. 目標の内容等

(1) 達成目標

出入国管理に関する業務及びシステムを効率化の観点で見直し、システム運用経費を削減することにより、バイオメトリクスシステム導入及び新たな在留管理制度^{*1}の施行後の平成25年度におけるシステム運用経費全体の増加額を抑制する。

【目標期間】

平成18年度から平成25年度

【目標値等】

達成年度	平成25年度
目標値（増加額の上限）	30.1億円
参考（達成年度までの削減額）	38.7億円

(2) 目標設定の考え方

本事業は、出入国審査、在留審査及び退去強制等に関する外国人出入国情報システムを始めとした各種システムについて、いわゆるレガシーシステム^{*2}からオープンシステム^{*3}へ刷新するとともに、外国人入国者について、要注意人物との指紋情報等を照合するバイオメトリクスシステムを活用した出入国審査体制の構築及び外国人登録証明書に代わり在留カードを発行する「新たな在留管理制度」の施行など、業務・システムの最適化を図るものである。本事業を推進するに当たり、レガシーシステムの刷新によりシステム運用経費の削減が見込まれる。その一方で、バイオメトリクスシステムの導入及び新たな在留管理制度等の施行に伴いシステム運用経費が増加することから、本事業完了後の平成25年度におけるシステム運用経費全体の抑制を目標として設定している。

(※)。

(※) 目標値は、以下のとおり算出した。

レガシーシステムの刷新並びに在留管理の実施及び外国人・外部機関との情報連携の強化等に伴い、平成25年度以降において年間約38.7億円（試算値）のIT改善効果（ITに係る経常経費の節減効果）を得ることが可能である。他方、バイオメトリクスシステム及び新たな在留管理制度の導入等を含んだシステム全体の運用経費の試算としては、平成25年度以降新たに年間約68.8億円が必要となる。そこで、両者の差額である30.1億円を、「システム運用経費全体の増加額」として目標値に設定した。

(3) 目標の達成度合いの判定方法・基準

【判定方法】

「出入国管理業務の業務・システム最適化計画^{※4}」が完了する平成25年度において、システム運用経費全体の増加額が、目標値以下であれば達成とする。

平成19年度から平成25年度においては、上記最適化計画に基づき各年度ごとに実施することとされた工程の進捗状況により判定する。

【基準】

ランク	進捗状況（割合）	達成度合い
A	100%	達成
B	75%以上100%未満	おおむね達成
C	50%以上75%未満	達成が不十分
D	50%未満	達成していない

(4) 手段と目標の因果関係

レガシーシステムの刷新に当たっては、特定の開発業者の技術に依存しない公平・透明なシステム調達を可能とするオープンな設計思想の採用、サーバ及び記憶装置の統合による効率化を実施し、システム運用経費を削減する。これにより、新たなシステム導入後のシステム運用経費全体の増加を抑制する。

4. 関係する法令、施政方針演説等（主なもの）

- 犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008（平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定）

第3-2-① 新たな在留管理制度の創設

「外国人の在留管理に必要な情報を一元的・正確かつ継続的に把握する制度を創設し、的確な在留管理を行う。・・・（以下略）」

- 新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）

第3章-（4）観光立国・地域活性化戦略

「訪日外国人を2020年初めまでに2,500万人、将来的には3,000万人まで伸ばす。」

5. 備考

※1 「新たな在留管理制度」

第171回国会において「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」（以下「入管法等改正法」という。）が可決・成立した。

「新たな在留管理制度」とは、これまで入管法に基づいて入国管理官署が行っていた情報の把握と、外国人登録法に基づいて市区町村が行っていた情報の把握を法務大臣が一元的に管理し、必要な情報を継続的に把握する制度の構築を図ろうとするもの。

我が国に中長期間にわたり適法に在留する外国人が対象となり、在留カードが発行されるほか、届出手続などが変更される。新制度の導入により在留管理に必要な情報をこれまで以上に正確に把握できるようになり、在留期間の上限をこれまでの3年から最長5年とすることや、1年以内に再入国する場合の再入国許可手続を原則として不要とするみなし再入国許可制度の導入など、適法に在留する外国人の利便性をさらに向上させるものである。

なお、新たな在留管理制度の導入に伴い、外国人登録制度は廃止されることとなっている。

※2 「レガシーシステム」

一般に、時代遅れとなった旧式システムのこと。特定の開発業者の独自の技術や仕様を多用していることから他の開発業者の参入が容易でなく、結果として特定開発業者の技術等に依存し、多大なコストを要するというデメリットがある。

※3 「オープンシステム」

一般に、特定の開発業者の技術や仕様に依存しない一般にも開放されたシステムのこと。特定の開発業者の技術等によらず、多くの開発業者がシステム開発に参入することが可能となり、その結果、より最適でしかもより低価格のシステムの調達が可能となるメリットがある。

※4 「出入国管理業務の業務・システム最適化計画」

「電子政府構築計画」（平成15年7月17日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定、平成16年6月14日一部改定）に基づき平成18年3月31日に策定された後、新たな在留管理制度の見直しに係る検討が進められていることなどの諸事情にかんがみ、平成19年8月31日に改定されたものであり、本政策評価はこれに基づき実施したものである。なお、新たな在留管理制度の導入を内容とする入管法等改正法の成立を受け、平成22年3月23日に再度改定されたところである。最適化の基本理念として、外国人の円滑な受入れ（円滑化）と、我が国にとって好ましくない外国人に対する厳格な対応（厳格化）という二つの大きな柱のバランスを保ちつつ、適正に業務を推進していくことを主要な課題としている。

業務・システムの最適化を進めるに当たり、「外国人受入政策の立案及び制度設計（Plan）」、「政策及び制度の具体的な実施（Do）」、「入国・在留外国人の現状把握・情報分析（Check）」及び「外国人受入政策の見直し（Act）」という出入国管理行政全体の今後の展開に向けたPDCAサイクルを実現して、我が国の外国人の受入れをめぐる周辺環境の変化に柔軟かつ迅速に対応できるような態勢を構築することを基本理念としている。

また、出入国管理行政の円滑化・厳格化といういわば相反する二つの課題に同時に対応し、かつ一層の業務の効率化・合理化を図ることを目的として本最適化計画の策定に際しては、国民生活の安全性確保、利用者サービスの向上、業務処理の効率化・合理化・集約化、高度情報通信技術の活用、システムの利便性向上、レガシーシステム問題の解消及びITの導入により費用対効果の向上等を最適化の基本理念としている。最適化工程表については、<http://www.moj.go.jp/content/000008873.pdf>を参照。